

9
21

辯法
護學
士士
明治大學
講師

鵜澤聰明序文

戰時法令全書

東京 一二三館發兌

031027-000-4

CZ-5-044

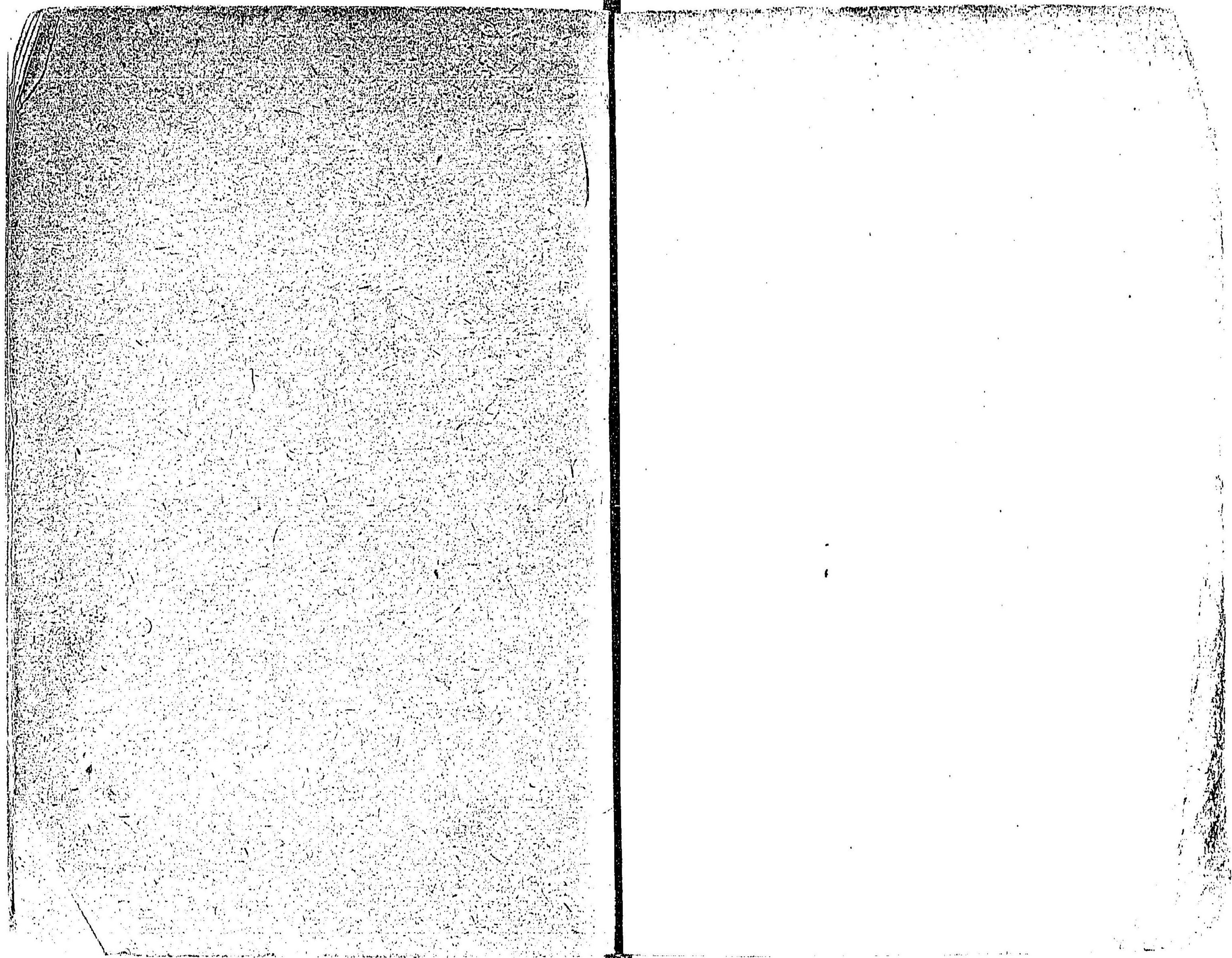
戰時法令全書

一二三館

M37

BBC-0517





C2
5
044

序

露國に對する戦争は誠に正義の維持の爲め我國に
りて千載の一遇なり。恫喝に慣れたる露國外交家
衷心和平を欲するの熱誠を缺き他國の自由と獨立と
を蹂躪して以て自國の安怡を企圖せむとしたり。之
れ國際關係に於て利害ある國家の一日も黙視し得ざ
る所たり。日露戦争は斯くの如くして其端を發する
に至れり、而して我帝國が輿國一致の牢固たる決心
を以て東洋平和の爲に、自衛の爲に非常の兵器に訴

明治取
37 3 18
外交

二
へて理非を世界環視の裏に決せむとす。而して正義は事實に依りて證明せられたり、開戦以來我皇の大軍海戦に於て連戦連捷或は敵艦を轟沈し或は破壊し或は雪夜水雷を敵港に進め、或は晴夜五隻の小艦に決死の勇士を載せて旅順の閉塞に敵の心膽を寒からしめ敵をして軍艦に於て精神に於て共に戦闘力無からしめしこと之れなり。陸戦に於て皇軍の精銳無比を露人に知らしむるも亦將さに近きに在る可し。

由來戦争は國家死活の問題なり。徒らに暴威を振ひ無規律の行動を取る可きものに非ず、戦時に於て諸種の法令を要するは之が爲めなり。本書は戦時に關する諸種の法令及詔勅を輯集して以て國民の便益に供せむとするに在り、就中宣戰詔勅の如きは露國に對する我軍事的行動の誠に已むを得ざるに出でたるを示させ給ふものにして臣民は襟を正しうして恭しく之を拜讀すべく、列國は公明正大の宏謨を賛嘆して偏に我國に同情を寄すべき萬古不磨の聖旨なり。明治三十七年以後我國が文明の擁護者として平和の

希求者として東洋に巍然たること猶八面玲瓏の富岳に較べ得べきことも自ら誦し得て胸中無限の感慨に打たるゝを覺ゆ。其他各種の法令一に今日に於て國民の知悉すべきものたり。余は今の際に本書の甚た讀者に満足を與ふ可きを疑はず、一二三館主余と識るあり會序を余に需む、乃ち所懷を綴りて序と爲すこと爾り。

鵜澤聰明

戰時法令全書目次

宣戰詔勅	一
勅諭	四
内務省訓令	一三
文部省訓令	一五
戒嚴令	一九
露國商船拿捕免除	二七
外交官領事館増員令	二九
公使館領事館費用條令改正	三一
徵發令	三二
陸軍恤兵寄附取扱規程	四九
海軍恤兵寄附取扱規程	六一
陸海軍從軍記者心得	七〇

陸軍召集條例	七五
戰時禁制品	一一五
軍事郵便物勅令	一一七
軍事郵便及爲替貯金令	一二〇
國民軍條例	一二九
陸海軍戰時給與規則中改正	一三二
戰時憲兵服務規則	一四〇
高等捕獲審檢所勅令	一四五
內亂外患の罪	一四六
戰時陸軍服制	一五〇
戒嚴令宣告	一五一
神職僧侶に對する訓令	一五三
國庫債券發行規程	一五六
俘虜情報局設置令	一六〇

逕查看守戰時召集令	一六三
赤十字條約	一六四
陸海軍囚徒諸令	一七〇
戰時大本營條例	一七七
軍事參議院條例	一七八
財政上必要處分勅令	一八一
在臺灣軍人召集規程	一八三
軍令部條例改正	一八四
防禦海面例	一八六
鐵道軍事供用令	一八九
鐵道軍事輸送規定	一九五
陸軍現役軍人婚姻條例	二〇一
臺灣居住者召集諸費支出規程	二〇二
戰時に關する陸軍刑法	二〇四

講和法大要……………二二二
 國際戰時法要義……………二二三
 議定書……………二二四

目次終

戰時法令全書

詔勅

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる
 汝有衆に示す

朕茲に露國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と
 交戦の事に従ふべく朕が百僚有司は宜く各其の職務に率ひ其の權
 能に應じて國家の目的を達するに努力すへし凡そ國際條規の範圍に
 於て一切の手段を盡し遺算なからむことを期せよ

惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永
 遠に維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安全を將來に

保障すへき事能を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲し且暮敢て
違はさらむことを期す朕が有司も亦能く朕が意を體して事に従ひ列
國との關係年を逐ふて益々親厚に赴くを見る今不幸にして露國と釁
端を開くに至る豈朕が志ならむや

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係
に因るのみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり然
るに露國は其の清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘はらず
依然滿洲に占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす
若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎韓國の保全は支持するに由な
く極東の平和亦素より望むべからず故に朕は此の機に際し切に妥協
に由て時局を解決し以て平和を恆久に維持せむことを期し有司をし

て露國に提議し半歲の久しきに亙りて屢次折衝を重ねしめたるも露
國は一も交讓の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷
延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從せ
しめむとす凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認
むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急
に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國が平
和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求
むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し速に平和を永遠に
克復し以て帝國の光榮を保全せむことを期す

御名 御璽

明治三十七年二月十日

内閣總理大臣兼	伯爵	桂	太郎
海軍大臣	男爵	山本	權兵衛
農商務大臣	男爵	清浦	奎吾
大藏大臣	男爵	會	彌荒助
外務大臣	男爵	小村	壽太郎
陸軍大臣		寺内	正毅
司法大臣		波多野	敬直
逓信大臣		大浦	兼武
文部大臣		久保田	讓

勅諭

我國の軍隊は世世天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから
 大伴物部の兵ともを率る中國のまつるはぬものともを討ち平け給ひ
 高御座に即かせられて天下しるしめし給ひしより二千五百有餘年を

經ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天
 皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ
 給ふ事もありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふ事はなかりき中世に
 至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建
 て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に徃れ
 て朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵
 兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其
 武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落
 ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれる
 は人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから且は我國體に戻り且
 は我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃

より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事とも起りて其悔をも受けぬへ
 き勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し
 給ひしこそ忝くも又惶れ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征
 夷大將軍其政權を返上し大名小名其版藉を奉還し年を経すして海内
 一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼
 せる功績なり歷世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへど
 も併しなから我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか
 故にこそわれされは此時に於て兵制を更め我國の光を輝かさんと思
 ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は
 朕か統ふる所なれば其司司をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之
 を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子子孫孫に至るまで篤く斯

旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再主世以降の如
 き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされは
 朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かる
 へき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらす
 事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由るそか
 し我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武
 維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り
 朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の
 福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝
 等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ
 一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは

國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらんものは此心の固から
 ては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固な
 らざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへ
 し其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて
 烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在
 れは兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治
 に拘らす只只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死
 は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受く
 るなかれ

一軍人は禮義を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまへ
 其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年

に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のも
 のは上官の命を承ること實に直に朕か命を承る義なりと心得よ己
 か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の已より舊きもの
 に對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ
 聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲に威嚴を主とする時は
 格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一
 致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬は
 す下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには當に軍隊の蠱毒た
 るのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所
 なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし況して軍人は

戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか
はわれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の
振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理
を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮
らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはわれ
されは武勇を尙ふものは常常人に接するには温和を第一とし諸人
の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は
世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ
一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれどわき
て軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かる
へし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは

信義を盡きむと思はは始より其事の成し得へきか得へからざるか
を審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ
後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むこ
とあり悔ゆとも其詮なし始に能事の順逆を辨へ是非を考へ其言
所詮踐むへからずと知り其義はとて守るへからずと悟りなは速
に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆
を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪
傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其
例尠からぬものを深く警めてやはあるへき
一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に
趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり

節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし
其身生涯の不幸なりといふも中中愚なり此風一たひ軍人の間に起
りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頗に衰へぬへきこと
明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置つ
れと猶も其惡習の出でんことを憂ひて心安からぬは故に又之を訓
ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんに
は一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心
は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うは
への裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれば何事も成るもの
そかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り

易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を
盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

御名

明治十五年一月四日

訓令

内務省訓令第二號

臺灣總督府 廳府縣

露西亞帝國に對し戰を宣するに至りたるは帝國政府の深く遺憾とす
る所なり然りと雖其の臣民に對しては固より秋毫の敵意を有するに
非す其の現に帝國に在る者は引續在留することを得へく新に渡來す

る者は敢て之を拒ます其の帝國を去らんとする者も亦毫も之を否ま
 す其の身體生命名譽及財産は我法令の規定する所に從ひ之を保護し
 彼等をして安堵して平和適法の業務に従事し進んで帝國裁判所の救
 濟を請ふことを得せしむへし然も是れ帝國政府の彼等に對する好意
 に出る耳若夫れ取締上必要なる行政處分又は軍事上の目的に出つ
 る陸海軍官憲の處分を爲すに就ては帝國政府は何等の制限を受くる
 ことなく身體生命名譽及財産の保障と雖之か爲に其の幾分を狭少せ
 らるることを妨げす其の必要を認むるに方りては或は退去を命する
 ことあるへし或は退去を禁することあるへし或は移轉旅行を禁止若
 は制限することあるへし例へは彼等にして帝國政府の好意に背き其
 の本國の爲に軍事上の利便を計り又は帝國の安寧秩序若は風俗を紊

し其の他苟も帝國の利益を侵害すへき行爲を爲す者あるに於ては法
 令の規定に依りて處分せらるる外直に之を帝國外に退去せしむるこ
 とを得るは論を俟たす貧窶にして生計を營むこと能はず公費の救助
 を要する者の如きに至りても亦其の在留を禁することあるへし之を
 要するに帝國に在留せる露西亞帝國臣民に對しては帝國の利益と牴
 觸せざる限に於て可成丈完全の保護を與へんと欲するなり宜く此の
 意を體して彼等を處遇し併て帝國臣民をして誤解なからしむる様注
 意すへし

明治三十七年二月十日

内務大臣 伯爵 桂 太郎

訓令

文部省訓令第二號

今回露國に對して戰を宣せられたる趣旨は炳乎として宣戰の詔勅に
明なり此の時に當りて國民擧て忠勇の精神を勵まし滿腔の熱誠を捧
けて陸海軍の御援をなすは固より當然のことに屬す而して國民が戰
の進行に懸念し平素の業務を顧みるの違なきに至るか如きは忠愛の
至情に出つるとするも決して嘉みすへきにあらず殊に教育に従事す
る者は此の間に處して能く平素の沈著なる態度を變することなく熱
心誠意益々其の職務に盡さんことを努めざる可らず思ふに今回の事
變たる其の關する所極めて大にして其の結果は遠く我國家の將來に
及ふへし是を以て教育者は能く學生生徒を訓誨して青年子女が國家
に負ふ所の責任は將來益々重を加ふるに至ることを知らしめ他年此

の重大なる責任を盡す所以は修學時代に於て専心一意心身の修養を
務むるにあることを體認せしむへし故に一勝一敗の報に接して常度
を失するか如きことなく又他日戰捷の結果平和を克復するに至るも
國家の前途は益々多事にして今日の學生生徒か成業の後國家に盡す
ことの愈々容易ならざるを深く覺らしむへし
今や露國と事を構ふるも固と是れ平和を永遠に克復するか爲めなれ
ば學生生徒か客氣に驅られ露國民に對して嘲罵を逞くし延きて他の
外國民にまで惡感を懷かしむるか如きことなからしむるは子女の教
育上最も注意を要する所なり我忠勇なる陸海軍人か國家の爲めに生
還を期せずして出征するに當りては滿腔の同情を表せんか爲め之を
送迎するは固より妨げなきも學生生徒をして課業を廢し貴重なる時

間を費さしむるか如きは忠勇なる軍人が在學の子女に期待する所に
あらざるべきを以て宜しく注意すべきことなり

學生生徒が自ら節約し得たる所の資財を獻して軍費の一端に供せん
とするは忠愛至情より出づるものにして嘉みすべきことなるのみな
らず節儉の美風を養ふに於て益ありとす然れども獻金をなさんか爲
めに特に父兄に要求するか如きことあらは教育の方面より見て喜ぶ
べきことにあらざるのみならず國家も亦斯る獻金を嘉納すべきにあ
らず教育の任にあるものは學生生徒をして能く此の意を體せしむへ
きなり

學校職員にして召集に應ずる場合には其の同僚職員は進んで應召者
の職務を分擔すべく管理者は經費の許す範圍内に於て成るべく優待
をなす等便宜の處分を執るべきなり

之を要するに陸海の軍人が死を決して戦ひ艱苦缺乏を忍びて國家に
報ゆるの精神を移して以て教育に従事する者及び教育を受くる者の
精神を爲さんことは本大臣の切に望む所なり教育の任にある者は宜
しく平時に於けるよりも一層奮勵して職務に努力すへし是れ實に國
家が教育者に期待する所にして有事の時に於て教育者が國家に報す
る所以の道も亦之に外ならざるなり

明治三十七年二月十日

文部大臣 久保田讓

戒嚴令

第一條 戒嚴令は戦時若くは事變に際し兵備を以て全國若くは一地方を警戒するの法とす

第二條 戒嚴は臨戦地境と合圍地境との二種に分つ

第一 臨戦地境は戦時若くは事變に際し警戒す可き地方を區畫して臨戦の區域と爲す者なり

第二 合圍地境は敵の合圍若くは攻撃其他の事變に際し警戒す可き地方を區畫して合圍の區域と爲す者なり

第三條 戒嚴は時機に應し其要す可き地境を區畫して之を布告す

第四條 戦時に際し鎮臺營所要塞海軍港鎮守府海軍造船所等遽かに合圍若くは攻撃を受くる時は其地の司令官臨時戒嚴を宣告することを得又戦路上臨機の處分を要する時は出征の司令官之を宣告す

ることを得

第五條 平時土寇を鎮定する爲め臨時戒嚴を要する場合に於ては其地の司令官速かに上奏して命を請ふ可し若し時機切迫して通信斷絶し命を請ふの道なき時は直に戒嚴を宣告することを得

第六條 軍團長師團長旅團長鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若くは分遣隊長或は艦隊司令官艦隊司令官鎮守府長官若くは特命司令官は戒嚴を宣告し得るの權ある司令官とす

第七條 戒嚴の宣告を爲したる時は直ちに其狀勢及び事由を具して之を上申す可し

但其隸屬する所の長官には別に之を具申す可し

第八條 戒嚴の宣告は曩に布告したる所の臨戦若くは合圍地境の區

書を改定することを得

第九條 臨戦地境内に於ては地方行政事務及び司法事務の軍事に關係ある事件を限り其地の司令官に管掌の權を委する者とす故に地方官地地裁判官及び檢察官は其戒嚴の布告若くは宣告ある時は速かに該司令官に就て其指揮を請ふ可し

第十條 合圍地境内に於ては地方行政事務及び司法事務は其地の司令官に管掌の權を委する者とす故に地方官地地裁判官及び檢察官は其戒嚴の布告若くは宣告ある時は速かに該司令官に就て其指揮を請ふ可し

第十一條 合圍地境内に於ては軍事に係る民事及び左に開列する犯罪に係る者は總て軍衙に於て裁判す

刑法

第二編

第一章 皇室に對する罪

第二章 國事に關する罪

第三章 靜謐を害する罪

第四章 信用を害する罪

第九章 官吏瀆職の罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺の罪

第二節 毆打創傷の罪

第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

第七節 脅迫の罪

第二章

第二節 強盜の罪

第七節 放火失火の罪

第八節 洪水の罪

第九節 船舶を覆没する罪

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第十二條 合圍地境内に裁判所なく又其管轄裁判所と通路斷絶せし

時は民事刑事の別なく總て軍衙の裁判に屬す

第十三條 合圍地境内に於ける軍衙の裁判に對しては控訴上告を爲

すことを得

第十四條 戒嚴地境内に於ては司令官左に記列の諸件を執行する權を有す但其執行より生ずる損害は要償することを得す

第一 集會若くは新聞雜誌廣告等の時勢に妨害ありと認むる者を停止すること

第二 軍需に供す可き民有の諸物品を調査し又は時機に依り其輸出を禁止すること

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險に渉る諸物品を所有する者ある時は之を検査し時機に依り押收すること

第四 郵便電報を開緘し出入の船舶及び諸物品を検査し並に陸海通路を停止すること

第五 戰狀に依り止むを得ざる場合に於ては人民の動産不動産を破壊燬焼すること

第六 合圍地境内に於ては晝夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り檢察すること

第七 合圍地境内に寄宿する者ある時は時機に依り其地を退去せしむること

第十五條 戒嚴は平定の後と雖とも解止の布告若くは宣告を受くるの日迄は其效力を有する者とす

第十六條 戒嚴解止の日より地方行政事務司法事務裁判權は總て其常例に復す

露國商船拿捕免除の勅令

朕露西亞帝國商船拿捕免除に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月九日

内閣總理大臣兼 内務大臣	伯爵 桂 太郎
海軍大臣	男爵 山本權兵衛
外務大臣	男爵 小村壽太郎

勅令第二十號

第一條 本令施行の際帝國港灣内に在る露西亞帝國商船は明治三十七年二月十六日迄に該港灣に於て其の貨物を陸揚し又は船積して帝國を去ることを得

第二條 前條の規定に依り帝國を去りたる露西亞帝國商船は帝國官廳の證明したる船舶書類に依り前條の期限前に其の貨物を陸揚し又は船積して帝國港灣を發航し該港灣より其の最近本國港、租借港又は到達港に到るの途中なること明かなるものに限り之を拿捕せず但し一旦本國港又は租借港に立寄りたる場合は此の限に在ら

第三條 明治三十七年二月十六日以前帝國港灣に向て外國港灣を發航したる露西亞帝國商船は帝國港灣に入り該港灣に於て直に其の貨物を陸揚して帝國を去ることを得前項に依り帝國を去りたる露西亞帝國商船に關しては前條の規定を準用す

第四條 輸出禁止品、戰時禁制人、戰時禁制品又は戰時禁制書を搭載する露西亞帝國商船に關しては本令の規定を適用せず

附 則

本令は發布の日より之を施行す

外交官領事館臨時増員勅令

朕外交官領事官等臨時増員の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御 名 御 璽

明治三十七年二月九日

内閣總理大臣 伯爵 桂 太 郎
外務大臣 男爵 小村 壽 太郎

勅令第二十一號

第一條 戰時又は事變に際し在外公館職員定員令第一條の定員の外に臨時左の職員を置くことを得

特命全權公使及辨理公使は通して四人

公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官、公使

館一等通譯官及公使館二等通譯官は通して十人

總領事及領事は通して五人

外務書記生及外務通譯生は通して二十人

本條に依り置きたる職員は在外公館に屬せしめず臨時の職務に従事せしむることを得

第二條 戰時又は事變に際會したるか爲外國在勤を免したる外交

官、領事官、貿易事務官、公使館一等通譯官及公使館二等通譯官

は在外公館職員定員令第二條の定員外と爲すことを得

公使館領事館費用條例改正

朕公使館領事館費用條例中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月九日

外務大臣 男爵 小村壽太郎

勅令第二十二號

公使館領事館費用條例中左の通改正す

第七條の二 戰時又は事變に際し本任所なきに至りたる場合に於て

從前の兼任國又は兼任地に在勤を命せられたる外交官、領事官及外務書記生の在勤俸は當該本任所の在勤俸に依る但し別に在勤俸の定あるものは此の限に在らず

前項の外交官、領事官及外務書記生にして當該本任所に在勤したる者なるときは轉勤したるものと看做す

第一項の場合に於て本任所を引揚けたる公使一時從前の兼任國に駐在するときはその駐在中從前の本任所の在勤俸及前條第二項の在勤増俸を給す

徵發令

第一條 徵發令は戰時若くは事變に際し陸軍或は海軍の全部又は一

部を動かすに方り其所要の軍需を地方の人民に賦課して徵發するの法とす

但平時と雖も演習及び行軍の際には本條に準ず

第二條 徵發は陸軍若くは海軍官憲の徵發書を以て之を行ふ

第三條 左に列記する官憲は徵發書を出すの權を有す

- 一 陸軍卿海軍卿鎮臺司令官及び鎮守府長官
- 二 陸軍に於ては特命司令官軍團長師團長旅團長分遣隊長若くは演習及び行軍の軍隊長

- 三 海軍に於ては特命司令官艦隊司令長官艦隊司令官分遣隊長若くは操練及び航海の艦隊司令官又は艦長

第四條 徵發す可き者の種類に依り發徵區(會社も之)を定むること左

の如し

一 第十二條第一項は 府 縣

二 第十二條第二項及び第三項は 郡 區

三 第十二條第四項以下各項及び第十三條各項は

町 村

四 船舶會社所有の船舶及び鐵道會社所有の汽車は

會 社

第五條 徵發す可きものは徵發區内に現在するものに限る

第六條 徵發書は徵發區に従ひ府縣知事郡區長戸長若しくは停車場長

船舶會社の店長に付す可し

第七條 徵發書を受けたる府縣知事郡區長戸長若しくは停車場船舶會

社の店長は時期を誤ることなく其供給を完全せしむるの責あるもの
とす

第八條 各徵發區に於ては臨時徵發に應ず可き便宜の方法を豫定す
可きものとす

第九條 徵發を課せられたるものは時期に違ふことなく之を供給す
るの義務あるものとす若し其時期に違ふときは府縣知事郡區長戸
長他の方法を以て關達し爲めに生したる費用は本人をして之を辨
償せしむ但會社に係るものは陸海軍官憲直に其處分を爲すへし

第十條 徵發を課せられたるもの商用其他の事故を以て供給を拒み
又は供給す可きものを藏匿したるときは直に之を使用することを

得

第十一條 供給を受けたる陸海軍官憲は其受領證票を府縣知事郡區長戸長若しくは停車場長船舶會社の店長に交付すへし

第十二條 徵發す可きもの左の如し

- 一 米麥秣藨鹽味噌醬油漬物梅干及び薪炭
- 二 乘馬駄馬駕馬車輛其他運搬に供する獸類及び器具
- 三 人夫
- 四 宿舍厩園及び倉庫
- 五 飲水石炭
- 六 船舶
- 七 鐵道汽車
- 八 演習に要する地所

九 演習に要する材料器具

第十三條 戰時若しくは事變に際しては第十二條の諸項に掲ぐるもの外徵發す可きもの左の如し

但平時の演習及び行軍には徵發することを得ず

- 一 造船所工作所及び軍事の工作に要する材料器具
- 二 職工礦夫洗濯人の類
- 三 被服裝具草鞋兵器彈藥船具寢具藥劑治療器械及び繃帶具
- 四 水車搗春の類
- 五 病院

第十四條 第十二條第二項中徵發の免除を受く可きもの左の如し

- 一 皇族の所用の車馬

- 二 外國公使館並に領事館に屬する車馬
- 三 乘馬本分たる職務に要する馬匹
- 四 郵便用の車馬
- 五 公認せられたる種牛種馬

第十五條 第十二條第四項中徵發の免除を受く可きもの左の如し

- 一 公務に屬する麻署
- 二 皇族邸宅
- 三 外國公使館領事館及び其所屬館
- 四 鐵道電信郵便用の建造物
- 五 陸海軍將校並に同等官現住の家屋
- 六 博物館書籍館

七 病院盲啞院養兒院

八 學校但臨戰合圍地境内に在りては此限に在らず

九 製造場内機械室

第十六條 第十二條第二項に掲ぐるものの使用は其原用を轉して他用に供するを許さす但戰時若くは事變に際しては此限にあらす

第十七條 第十二條第二項に掲ぐるものは其差出場所より六里未滿の地に於て使用するを例とし一日の使用は六里を越ゆることを得す但戰時若くは事變に際しては六里以外の地に使用することを得

第十八條 第十二條第四項に掲ぐるものは合圍地境内を除くの外居住者の起臥及び營業に必要な場所を徵用することを得す但營業に必要な旅店等は此限にあらす

第十九條 宿舍の廣狹は其地家屋の數と隊伍の編制とに従ひ一定し難し故に臨時適宜に之を定む

第二十條 第十二條第四項に掲ぐるものは陸軍若くは海軍の都合に依り特に其場所を指定することあるへし

第二十一條 宿舍を定めたるの後は區町村の便宜を以て他に轉移することを許さず厩園倉庫亦同し

第二十二條 宿舍厩園の徵發を課せられたるものは併せて其の飼を供給すへし但し駐軍三日已上に至る時は第四日を経て陸軍若くは海軍の自辨とす

第二十三條 第十二條第六項の徵發に係り其乘載人馬の食飼を要する者は併せて供給せしむ

第二十四條 第十二條第六項及び第七項に掲ぐるものは戦時若くは事變に際し借切として之れを徵用することあるへし

第二十五條 第十二條第二項第六項及び第七項に掲ぐるものは其操業者を併せて徵用するを例とす但時宜に依り各個に分別して徵用することを得

第二十六條 第十二條第六項に掲ぐるものを操業者と各個に分別して徵用するは戦時若くは事變の際に限る但船橋及び舢舨に充つるものは此限にあらす

第二十七條 第十二條第七項に屬する汽車其屬具鐵道建築所用の材料器具及び操業者を各個に分別して徵用するは戦時若くは事變の際に限る

第二十八條 第十三條第五項に掲ぐるものは陸海軍病院の補助として徴用するを例とす但合圍地境内に在ては全く明渡さしむることを得

第二十九條 徴發に係るものは第三十一條乃至第五十條に定むる所の方法に従ひ賠償す

第三十條 徴發物件を差出場所に輸送するは徴發區の義務とし其輸送賃を支辨せず

第三十一條 賠償は平時と戦時とを論せず其時時之を支辨するものとす但戦時若くは時變に際し紛擾の爲め延滞して三箇月を越ゆるときは年六分の割を以て其利子を付す

第三十二條 賠償は徴發區毎に一括して府縣知事郡區長戸長停車場

長船舶會社の店長より之を請求す可し

第三十三條 徴發物件の其使用の爲めに毀損したるものは賠償す其金額に就き供給者と熟議調和せざるときは評價委員の評定に任ず其毀損は持主若くは操業者より速に其地にある陸海軍官憲若くは區戸長に届出可し其届出は徴用濟引渡の後左の期限を越ゆ可からす若し其期限を越へ又は期限内持主若くは操業者に於て使用せしときは無効とす

- 一 西洋形船舶 七日間
- 二 地所 評價委員の告示する時日間
- 三 其他の物件 一日間

第三十四條 第十二條第一項の徴發に係る賠償金額は其地市場の前

三箇年間の平均價を取り之を定む其平均價の取り難きものは評價委員の評定に任す

第三十五條 第十二條第二項の徵發に係る賠償金額は其郡區平常の賃價とす但物件と操業者とを各個に分別して徵用したるときは其郡區平常の雇賃及び借賃に准して賠償す

第三十六條 第十二條第二項の徵發に係るものを宿泊せしめ連日使用するるとき及び六里以外の地に於て使用するときは第三十二條の例に拘はらず賃價の半額を前給し宿泊食料を官給す但此場合に於ては賃價の四分の一を減す

第三十七條 第十二條第二項及び第六項に掲ぐるものを買上ぐるときは勿論其他使用の都合に依り價格の豫定を要するときは其金額を定め置くへし其金額に就き供給者と熟議調和せるときは評價委員の評定に任す

第三十八條 第十二條第三項の徵發に係るものは第三十五條に準して賠償し第三十六條を適用す

第三十九條 第十二條第四項の徵發に係る賠償金額は陸海軍省に於て之を定む

第四十條 第十二條第五項の徵發に係る賠償金額は其地平常の代價とす

第四十一條 第十二條第六項の徵發に係る賠償金額は別に命令書あるものの外左の區別に従ふ

- 一 出船の定時ありて定路を航するものは平常の定賃

二 定路を航するも特に出船時日を命したるときは其乗載量五分の三に満ちたる以上は前項の例に準ず若し之に満たさるも五分の三に値る平常の定賃

三 出船及び航路の定めなくして定賃なきもの又は運送を以て營業とせざるもの等其賠償金額に就き供給者と熟議調和せらるるときは評價委員の評定額

第四十二條 第二十四條の場合に於ける賠償金額は操業者平常の給料航船實費及び船舶の損料とす其損料は一箇月各船舶買入代價六十四分の一とす

第四十三條 第二十六條の場合に於ける賠償金額は操業者には平常の給料船舶には第四十二條の損料とす但船橋及び舢舨に充てたる

ものの賠償金額は第四十一條第三項に準ず

第四十四條 第十二條第七項の徴發に係る賠償金額は別に命令書のもの外平常の定賃とす

第四十五條 第二十七條の場合に於ける賠償金額は操業者には平常の給料物件には其地平常の代價若くは損料とす其金額に就き供給と熟議調和せらるるときは評價委員の評定に任す

第四十六條 第十二條第八項の徴發に係るものは其植物に損害を加へ又は地形を變更したるときに限り賠償す其金額は評價委員の評定に任す

第四十七條 第十二條第九項の徴發に係るものは其地平常の代價若くは相當の損料を賠償す

第四十八條 第十三條第一項第三項及び第四項の徵發に係るものは其地平常の代價若くは損料を賠償す其金額に就き供給者と熟議調和せざるべきは評價委員の評定に任す

第四十九條 第十三條第二項の徵發に係るものは第三十五條に準して賠償し第三十六條を適用す

第五十條 第十三條第五項の徵發に係るものは通常患者の例に従ふて賠償す全く明渡さしむるときは第三十九條の例に準す

第五十一條 徵發を拒み或は規避し或は漫りに使役を離れたるもの及び之を教唆誘導したるものは一年以上五年以下の輕禁錮に處し參圓以上參拾圓以下の罰金を附加す

第五十二條 徵發の命令を受けたる府縣知事郡區長戸長停車場長船

舶會社の店長其處置を爲さざるものは二月以上二年以下の輕禁錮に處し貳拾圓以上百圓以下の罰金を附加す其懈怠に出るものは拾圓以上百圓以下の罰金に處す

第五十三條 徵發書を出すの權を有する官憲妄に徵發書を出し又は其權を有せざる官憲徵發書を出したるときは一月以上四年以下の輕禁錮に處し將校は劊官を附加す

陸軍恤兵寄附取扱規程

陸軍省告示第四號

恤兵の爲軍隊に寄附する金員及寄贈する物品の取扱規程左の通定む

明治三十七年二月十二日 陸軍大臣 寺 内 正 毅

恤兵金品取扱規程

五十一

第一條 戰時若は事變に際し陸軍軍人を慰恤する爲寄附の金員は之を其の目的に使用し寄附の物品は之を配與す

但し受理すへき寄贈品は軍隊の需用と運搬及配與上の必要に依り陸軍恤兵部陸軍恤兵部を開設せざるに於て其種類及數量を限定し官報に之を廣告す

第二條 恤兵の爲金員を寄附せむとする者は第一號書式の申出書に現金を添へ陸軍恤兵部に差出すものとす

但し寄附申出人の便宜に依り銀行爲替郵便爲替又は電信爲替を以て送付することを得前項郵便爲替電信爲替は東京市麴町郵便局指定とす

第三條 恤兵の爲物品を寄贈せむとする者は第二號書式の申出書を居住地の市町村長東京市京都市大阪市に在りては區長以下同じを経て陸軍恤兵部に差出し其の承認を受くるを要す

第四條 寄附金及寄贈品は個人と數人連合又は團體等の名義たるは寄附者又は寄贈者の任意とす

但し連合又は團體等に在りては代表者の名義を以てし且寄附者全員の現住所、族籍、官位、勳、爵、氏名及金額又は品種數量等を詳記したる内譯明細書を添附するを要す

第五條 寄附金及寄贈品にして左の各號の一に該當するものは之を受理せず

一 個人又は某部隊を指定し其他使用の方法を特定したるもの

二 寄附金の申出書壹通の金額壹圓未満のもの

但し數人連合等の場合に在りては各一名の寄附金額拾錢未満のもの

三 寄贈品の種類陸軍恤兵部の指定以外のもの

四 指定の品種と雖申出書壹通の數量陸軍恤兵部の指定數量未満のもの但し數人連合等の場合に在りては各一名の寄贈品價格拾錢未満のもの

第六條 陸軍恤兵部に於て寄附金を受領したるときは出納官吏より

第三號書式の受領書を寄附申出人に交付すへし

第七條 陸軍恤兵部に於て寄贈品の申出を承認したるときは該品を受領すへし官衙を指定し第四號書式の認可書を寄贈申出人に交付

し指定の官衙及市町村長に通報すへし

寄贈申出人前項の認可書を受けたるときは市町村長に請求して寄贈品の點檢を受け該品の荷造を堅牢にし其の上面及側面の二箇所左の如き荷札に記するも妨なしを附著し認可書記載の月日限り指定の官衙に送付すへきものとす但し荷造に要する費用及指定官衙に送付する費用は寄贈申出人の負擔とす

<p>○ 某地</p> <p>某官衙行</p> <p>第何號(認可書番) 陸軍用寄贈品何品何程入</p>	<p>何府市町何番地</p> <p>何縣郡何村</p> <p>氏 名</p> <p>○</p>
--	---

指定官衙に於て寄贈品を受領したるときは第五號書式の受領證を寄贈申出人に交付し且其旨を市町村長に通知し同時に其品目員數及寄贈申出人の住所氏名を陸軍恤兵部に通報すへし

第八條 陸軍恤兵部は寄附金を受領し又は寄贈品受領済の通報を受けたるときは其金額又は物品及寄附者又は寄贈者の住所氏名を官報に廣告す

第九條 寄附金及寄贈品は其の申出を爲したる後金額又は品種量目等の増減又は取消を請求することあるも之を採用せず

第十條 寄贈品の申出を爲したる者にして族籍、住所又は氏名等を變更したるときは其の都度陸軍恤兵部に届出づるを要す

第十一條 市町村長は第七條第一項に依り認可書を受けたる者にし

て寄贈を了せざるるときは其の事實を調査し之を恤兵部に通知すへし

第十二條 市町村長は第七條第二項に依り寄贈品點檢の請求ありたるときは之に應じ包装又は荷札に(點檢済)の證明を爲し若し腐敗損傷等に依り使用に堪へすと認めたるときは證明を爲さす直に其狀況を恤兵部に申出へし

第十三條 寄贈品は時宜に依り之を檢査し腐敗損傷等の爲軍隊の用に適せずと認むるときは既に與へたる認可を取消し寄贈品は之を差人出に還付することあるへし其の荷造不完全にして戦地に運搬途中散逸の虞ありと認むるもの亦同し

第一號書式

恤兵寄附金申出書

一金何圓也

右恤兵ノ爲寄附仕度候間御採用相成度候也

明治 年 月 日

本籍何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地
現住所何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地
華(士)族(平民)

官位勳爵 氏

名 印

(某社)會(團體)長(總代)氏名

陸軍恤兵部
御中

第二號書式

恤兵寄贈品申出書

一何々

此價格金何圓何十錢

何 程

一何々

此價格金何圓何十錢

何 程

右ハ恤兵ノ爲寄贈仕度候間御採用相成度候也

明治 年 月 日

本籍何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地
現住所何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地
華(士)族(平民)

官位勳爵 氏

名 印

(某社)會(團體)長(總代)氏名

陸軍恤兵部
御中

第三號書式

原 票

第 號	納
一金何圓	
年 月 日	
第 號	
證	
一金何圓	
但恤兵寄附金	
右正ニ領收候也	
明治 年 月 日	
陸軍恤兵部恤兵金出納官吏	
官 氏 名 印	
氏 名 殿	

第四號書式

第 號	認可書
一何々	何 程
一何々	何 程
一何々	何 程
右恤兵ノ爲寄贈ノ趣承認候條明治何年何月何日限リ何地	
何所へ送付可有之候也	
明治 年 月 日	
陸軍恤兵監 <small>恤兵部を開設せざるに きは陸軍省高級副官</small>	氏 名 印
氏 名 殿	

第五號書式

第 號	納
一何々 一何々 但寄贈品	何程 何程
年 月 日	
第 號	
一何々 一何々 但恤兵寄贈品	何程 何程
右正ニ領收候也	
明治 年 月 日	
氏 名殿	某官衛長 氏 名 印

海軍恤兵寄附取扱規程

海軍省告示第七號

恤兵の主意に因り軍隊に寄附する金員及寄贈する物品の取扱規程左の通定む

明治三十七年二月十二日

海軍大臣 男爵 山本權兵衛

恤兵金品取扱規程

第一條 海軍軍人を慰恤するの目的を以て寄附したる金員を恤兵金とし寄贈したる物品を寄贈品とす

第二條 恤兵金を寄附せんとする者は第一號書式の恤兵金寄附申出

書に現金を添へ海軍省經理局長に差出すへし但東京市外に居住する者は海軍省經理局恤兵金出納官吏宛の銀行爲替者は郵便爲替を以て送付することを得

第三條 物品を寄贈せんとする者は第二號書式の寄贈品申出書を海軍省經理局長に差出すへし

第四條 恤兵金寄贈品は一個人たると數人聯合又は會社團體等たるとは寄附者又は寄贈者の任意とす但數人聯合又は會社團體等に在ては代表者の名義を以てすへし此場合には内譯明細書を添付し寄附者又は寄贈者全員の現住所族籍氏名及金額又は品種數量等を細記明確ならしむへし

第五條 恤兵金及寄贈品にして左の各號の一に該當するものは之を

受理せず

一 一個人又は艦船部隊を指定し其他使用の方法を特定したるもの

二 恤兵金の申出書一通の金額拾錢未滿のもの但數人連合等の場合に在ては各一名の寄贈金額拾錢未滿のもの

三 第十二條に指定せる種類以下の寄贈品

第六條 海軍省經理局長寄贈品の申出を認可したるときは第三號書式の認可状を寄贈者に交付すると同時に寄贈品を受領すへき官衙に之を通知すへし

第七條 物品寄贈者は前條認可状に於て指定せられたる官衙に寄贈品を送付すへし但荷物を送達すへき官衙に至るまでの運搬費は寄

贈者の負擔とす

寄贈品の荷造は堅牢を旨とし荷物の上面及側面の二箇所に左の如き荷札を外著するものとす又荷造の狀體に依り荷札を用ひずして荷物の外皮に記載するも妨なし

何府市町何番地	氏名
何縣何郡何村何番地	
某地	氏名
何官衙行	
海軍用寄贈品「何箇入」	

第八條 恤兵金出納官吏恤兵金を受領したるときは第四號書式の受領證を寄附者に交付す

第九條 寄贈品を受領したる官衙は第五號書式の受領證を寄贈者に交付し同時に其品目員數及寄贈者の氏名等を經理局長に報告すへし

第十條 海軍省經理局長恤兵金出納官吏より恤兵金領收濟の報告及寄贈品を受領したる官衙より寄贈品領收濟の報告を得たるときは之を官報に廣告す

第十一條 恤兵金及寄贈品は其申出を爲したる後金額又は品種量目等の増減又は取消を請求することあるも之を採用せず

第十二條 寄贈を認可す可き物品を概ね左の三種とす其品目は海軍省經理局長之を官報に廣告す

- 糧食品類
- 繙帶用品類
- 雜品類

第一號書式 備考

一用紙は適宜たるへし
一申出人の宿所氏名は最も判明に記載を要す

恤兵金寄附申出書

一金何圓也

右恤兵ノ主意ニ因リ寄附仕度候條御採用相成度候也

明治 年 月 日

本 籍何府縣郡市區町村番地
現住所何府縣郡市區町村番地
華士族平民

何 某 印

(何々社)(會)(團體)長(總代)氏名

海軍省經理局長氏名宛

第二號書式 備考

一用紙は適宜たるへし
一申出人の宿所氏名は最も判明に記載を要す
一代價は現品のみの代價にして運搬費等は算入せざるものとす

恤兵物品寄贈申出書

一何々々

何 程

此代價金何圓

一何々々

何 程

此代價金何圓

右恤兵ノ主意ニ因リ寄贈仕度候條御採用相成度候也

明治 年 月 日

本 籍何府縣郡市區町村番地
現住所何府縣郡市區町村番地
華士族平民

何 某 印

(何々社)(會)(團體)長(總代)氏名

海軍省經理局長氏名宛

第三號書式

第 號	<p style="text-align: center;">認可狀</p> <p>一何々々 一何々々</p> <p>右恤兵ノ主意ヲ以テ寄贈申出ノ趣認可致候條現品ハ へ送付可有之候也</p> <p>明治 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">何 某 宛</p> <p style="text-align: right;">海軍省經理局長官氏名 印</p> <p style="text-align: right;">何 程 何 程</p>
--------	--

第四號書式

恤兵金

第 號	<p style="text-align: center;">一金何圓也</p> <p style="text-align: center;">何 某 納</p>
--------	---

受領證

右恤兵ノ主意ヲ以テ寄附相成受領候也

明治 年 月 日

海軍省經理局恤兵金出納官吏
官 氏 名 印

第五號書式

恤兵物品受領證

第 號	<p>一何々々 一何々々</p> <p>右恤兵ノ主意ヲ以テ寄贈相成受領候也</p> <p>明治 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">何 某 宛</p> <p style="text-align: right;">某官衙(艦隊)長官氏名 印</p> <p style="text-align: right;">何 程 何 程</p>
--------	---

陸海軍從軍記者心得

七十一

海軍省告示第八號

海軍從軍新聞通信者心得左の通定む

明治三十七年二月十二日

海軍大臣 男爵 山本權兵衛

海軍從軍新聞通信者心得

第一條 海軍に從軍せんとする新聞通信者は大本營海軍幕僚に出願し其の許可を受くへし

第二條 從軍新聞通信者は其の所屬艦隊軍隊の指揮官の命令に從ふへし

第三條 從軍新聞通信者は艦隊軍隊の指揮官の指名せる將校の檢閲を經るにあらざれば軍事に關する一切の文書を發送することを得ず

第四條 艦隊軍隊の指揮官は從軍新聞通信者の從軍許可を取消すことあるへし

第五條 從軍新聞通信者の取扱に關する必要なる規程は艦隊軍隊の指揮軍定むる所とす

第六條 從軍新聞通信者は洋服を著し低圓形にして庇附の帽を用ひ其の左臂に幅一寸の白色羅絨を纏ひ何新聞通信者と記すへし

第七條 從軍新聞通信者は常に第一條の許可書を携帶し陸海軍官憲より請求あるときは之を開示すへし

七十二

陸軍省告示第三號

陸軍從軍新聞記者心得左の通定む

明治三十七年二月十日

陸軍大臣 寺 内 正 毅

陸軍從軍新聞記者心得

第一條 從軍せんとする新聞記者は其の履歷書に社主の身元保證書を添へ陸軍省に出願すへし但し外國人に在りては帝國駐在の本國公使若は領事を経て外務省を通し出願すへし

前項但書の場合に於ては願書に其の社名を記し履歷書及身元保證書の添附を略することを得

第二條 從軍を志願する者は一箇年以上新聞社員として其の實務に従事したるものに限る

第三條 日本語に通せざる外國人は通辯人一名を戰地に伴行することを得

通辯人を伴行せんとする者は自ら之を雇入れ其の身元保證書を添へ第一條の願書と共に出願すへし

第四條 外國人は通辯人の外必要あるときは從僕一名を伴行することを得其の手續は前條に同じ

第五條 必要あるときは數個の新聞社につき總代通信員として一名の從軍者を選定せしむることあるへし

第六條 從軍を許可したるときは從軍免許證(附表雛形)を交付す

第七條 從軍者は之を高等司令部に配屬す

第八條 從軍者は常に洋服を著し左腕に幅約二寸の白布を纏ひ日本

文字を以て所屬社名を赤記すへし

第九條 從軍者は常に從軍免許證を携帶し軍人又は軍衙に在る官吏より其の閱覽を求むるときは直に之に應ずへし

第十條 從軍者は從軍中總て高等司令部の命令に服従し其の定むる所の規定を遵守すへし

從軍者にして前項の命令又は規定に違背したるときは高等司令部に於て其の從軍を謝絶することあるへし

第十一條 從軍者の通信書通信文私信電 信等を總稱すは高等司令部に於て指示せる將校の檢閲を経たる後にあらざれば發送することを得ず

通信書には總て暗號又は符號を用ゆることを許さず
第十二條 從軍者には軍衙軍隊に於て事情の許す限り相當の待遇と

便宜を興へ且戰地に在りては實際の必要に依り糧食等を官給し其の他本人の請願に依り舟車の便乘を許可することあるへし

第十三條 從軍者にして刑法陸軍刑法軍機保護法等の犯罪あるときは陸軍治罪法の規定に従ひ軍法會議に於て處分することあるへし

第十四條 本心得中第六條乃至第十三條は通辯人及從僕に之を準用す(附表雛形略す)

陸軍召集條例

第一章 綱領

第一條 本條例は戰時若くは事變に際し陸軍を動員する爲め及平時に於て演習、教育、補缺、簡閱點呼を行ふ爲め在郷の陸軍軍人及

兵役義務ある者の召集に關する事を規定す

第二條 各師團長及警備隊の召集區は當該師管及警備隊區とす

召集は召集區に於てするを例とす但場合に依り召集區外に召集することあるへし

第三條 在郷軍人及兵役義務者の召集は召集區所管の師團長之を行ふ

將官同相當官の召集は本條例の規定に依らず陸軍大臣の命令に基き師團長直に之を行ふ

第四條 戒嚴を宣告し得る權ある司令官時機切迫して命を請ふ途なきときは獨斷して充員召集令及國民兵召集令を下すことを得此の場合に於て該司令官は召集に關し師團長と同一の職權を有す

第五條 在郷軍人及補充兵を召集するには召集令狀を用ゐ其の編入すへき部隊並に到着地點及其の期日を指定すへし

後備役屯田兵下士以下を召集するには召集令狀を用ゐすして召集令を本人に達すへし

國民兵を召集するには召集令傳達書を用ゐ其の集合地點及其の期日を指定すへし
簡閱點呼を爲すには點呼令狀を用ゐ點呼場及其の到着日時を指定すへし

第六條 召集事務に關し師團長の爲したる指定は地方長官、警視總監、憲兵司令官及憲兵隊長之を遵行すへし

第七條 師團長は定期に若くは臨時に聯隊區司令部並に地方官廳及

公署に於ける召集事務の整否を検査し又は部下將校をして之を検査せしむへし

地方長官、警視總監、憲兵司令官、憲兵隊長は其の所部召集事務の整否を検査し又は部下官吏をして之を検査せしむへし

第八條 充員召集及國民兵召集旅費支出の方法は陸軍大臣之を定む

第九條 此の條例中聯隊區司令官同副官の職務は警備隊區に在ては

警備隊司令官同副官、郡長の職務は島廳を置く島嶼に在ては嶋司、郡長及町村長の職務は市に在ては市長（東京市京都市大坂市及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區長）、町村長の職務は町村制を施行せざる地方に在ては戸長及之に準ずへき者之を行ふ

後備役屯田兵下士以下の召集事務に關し郡長及町村長の職務は屯

田兵村監視之を行ふ

第十條 此の條例中聯隊區司令部とあるは警備隊司令部に郡とあるは嶋廳を置きたる嶋嶼、市（東京市京都市大坂市及市制町村制を施行せざる地方に在ては區）に當該す

第十一條 嶋嶼に於て此の條例中の規定を實施すること能はさるべきは師團長適宜の方法を設くることを得

第二章 充員召集

第一款 總則

第十二條 充員召集とは動員に際し陸軍の全部若くは一部を充員する爲め及動員完結後缺員を補充する爲め其の要員を召集するを謂ふ

第十三條 充員召集事務に關し職責ある者は平時豫め之に關する行

務を計畫準備し有事の際決して遺算無きを要す

第十四條 充員召集發令後は召集事務に關し訓示を請ふことを許さす

第二款 充員召集準備

第十五條 充員召集に關する諸準備は動員年度の初日に於ける現在員を豫定して之を爲し此の期日以前に結了すへし

第十六條 師團長は諸部團隊を同時に或は各別に充員し得へく準備すへし

第十七條 師團長は毎年諸部團隊の充足要員を定め將校左官同相當官尉官同相當官及准士官を謂は人名、下士以下は人員を以て各聯隊區に配當し之を

聯隊區司令官に達すへし

師團長は他の師團より召集に應すへき者あるときは前項に依り該

師管の聯隊區に配當し之を本籍所管の師團長に通知す本籍所管の

師團長は之を聯隊區司令官に達すへし

第十八條 聯隊區司令官前條の配當を受くるときは之に基き聯隊區

の充員名簿を作り更に各郡の充員名簿及召集令狀屯田後備役兵村に在ては各兵村の充員名簿を作り之を郡長に送付すへし

警備隊司令官は自ら警備隊の充足要員を定め前項の取扱を爲すへし

第十九條 郡長充員名簿並に召集令狀を受領したるときは召集令狀に所要の記入を爲し各町村の充員名簿を作り召集令狀と共に町村長に送付すへし

第二十條 町村長充員名簿並に召集令状を受領したるときは之を保
管し召集に當り速に召集令状を本人に交付するの準備を爲すへし
町村長は充員名簿に記載し在る應召員將校以下召集に應ずべき者を謂ふ以下同しに其の編
入せらるべき部隊並に到着地を豫め通知すへし

第二十一條 召集に際し應召員の宿泊に供する爲め軍用旅舎を定め
之に看板及標旗若くは標燈を掲げしめ又通行に支障無からしむる
等召集を容易ならしむる爲め地方長官は豫め憲兵隊長東京府に在て
は警視總監
兵司令官と協議し相當の措置を爲すへし

第三款 充員召集實施

第二十二條 師團長は動員令に従ひ其の師團の全部或は一部を充員
する爲め充員召集令を部下諸部團隊長に達し地方長官並に憲兵隊

長に通知すへし

他の師管より召集に應ずべき者あるときは本籍師所管の師團長に
通知し該師團長は之を聯隊區司令官に達し地方長官並に憲兵隊長
に通知すへし

第二十三條 充員召集令を受けたる官衙並に公署は直に軍事警報を
揭示するものとす但師團長は陸軍大臣の命に依り之を揭示せしめ
ざることを得

第二十四條 召集令は確實迅速なる方法を以て通達すへし

第二十五條 聯隊區司令官充員召集令を受くるときは直に之を郡長
に達すへし

聯隊區司令官は召集期日前に其の司令部員若干に充員名簿戰時名

補充兵にして戦時名簿無を携帶せしめ充員交付官として豫官の場所に到り召集事務所を開設せしむへし

第二十六條 地方長官充員召集令を受くるときは之を郡長其の他關係ある官衙に達すへし

憲兵隊長充員召集令を受くるときは之を其の部下に達すへし

第二十七條 郡長地方長官若くは聯隊區司令官より充員集召を受くるときは其の何れより受くるを問はず速に之を町村長に達し召集事務に服行すへし

屯田兵村監視充員召集令受くるときは之を應召員に達すへし

第二十八條 町村長充員召集令を受くるときは召集令狀に所要の記入を爲し直に豫定の方法を以て之を應召員又は召集通報人に交付

し受領證を受取るへし

召集通報人を設けざる不在者に在ては其の戸主本人戸主又は戸主不在なれば其家族に家事を擔當する者にに交付すへし

町村長は第一項第二項に依り召集令狀を交付したる者の人名並に事故ありて之を交付し得ざる者の人名其の事由を記しを憲兵及警察官吏に通知すへし

第二十九條 應召員に代り召集令狀を受領したる者は直に其の旨を本人に通報し召集令狀を速に本人に交付するの處置を爲すへし

第三十條 將校召集令狀受領するときは旅費を受領して速に所命の地に到着し其の召集事務所に出へし

第三十一條 下士以下の應召員召集令狀を受領するときは旅費を受

領し其の令狀に定められたる期日に所命の地に到着し召集事務所に届出へし

第二補充兵 第一補充兵にして教育を受けざる者亦同し は郡毎に郡の吏員之を引率し召集事務所に到り充員交付官に交付すへし

第三十二條 憲兵及警察官吏は町村長より第二十八條第三項の通知を受くるときは其の應召員をして所命の期日に應召せしむるの處置を爲すへし

第三十三條 召集令狀を受領するも傷痍疾病の爲め應召すること能はざる者は醫師の診斷證書を添へ本人より聯隊區司令官に宛てたる届書を召集令狀受領後二十四時間以内に町村長に差出すへし
旅行、犯罪、失踪等の爲め應召すること能はざる者あるときは召集令狀を受領したる者より召集令狀受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛てたる届書を町村に差出すへし但犯罪、失踪等に係るときは憲兵若くは警察官吏の證明書を添ふへし

町村長第一項第二項の届書を受領するときは調査の上毎日之を取纏めて郡長に差出すへし郡長は毎日之を取纏めて聯隊區司令官に差出すへし

第三十四條 前條第一項第二項の場合に於て應召すること能はざる者其の事故止みたるときは直に町村長に届出て其の指揮を受くへし

前項の場合に於て町村長は其の充員完結前に在ては召集令狀の裏面に其の事由及出發日時を記し本人をして旅費を受領し出發せし

め其の充員完結後に在ては其の出發を差止め置くへし

町村長は前項の者あるときは毎日之を取纏めて郡長に報告し郡長は毎日之を取纏めて聯隊區司令官に報告すへし

第三十五條 應召員途中に於て已むを得ざる事故の到着を遅延する場合に在て其の事故傷痍疾病なるときは醫師の診斷證書を其の他は郡長、町村長、憲兵、警察官吏、船長若くは驛長に就き證明書を受領し到着の上召集事務所に差出すへし

第三十六條 應召員非常の情況に際し交通斷絶し所命の地に到着すること能はざる場合に在ては其の旨を最寄諸部團隊諸部團隊無き地に在ては郡長、町村長、憲兵、警察官吏に届出へし前項の届出を受けたる者は適宜の處置を爲し事情之を許すに至れ

は其の事由を證明し本人を所命の地に到着せしむへし

第三十七條 應召員中過員若くは事故に依り歸郷を命せられたる者は陸軍服役條例第八條第二十九條第八十條第百十八條第百三十七條の例に依り届出へし補充兵に在ては同條例第百三十七條の例に依り届出へし

第三十八條 正當の事由無くして第二十九條の規定に背く者は一日以上十日以下の拘留に處す

正當の事由無くして第三十三條第一項第二項第三十四條第一項第三十六條第一項の定左に背く者は五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す第三十七條の届出を怠る者は五錢以上一圓九十五錢以下の料料に

處す

第三十九條

充員完結するときは諸部團隊長は之を師團長に報告し

師團長は之を地方長官並に憲兵隊長に通知し地方長官は之を郡長

其他關係ある官衙に憲兵隊長は之を其の部下に達すへし

他の師管より召集に應じたる者あるときは師團長は尙ほ其の本籍

所管の師團長に通知し該師團長、地方長官並に憲兵隊長は前項の

通達を爲すへし

郡長第一項第二項の達を受くるときは之を町村長に達すへし

第四十條 動員完結後缺員を補する爲めの充員召集は必要に應じ師

團長直に之を行ふ此の場合に於ては第二十二條乃至第三十九條の

例に依る

第四款 充員召集準備の復舊

第四十一條

復員令下るときは師團長は諸部團隊長に達し地方長官

並に憲兵隊長に通知し地方長官は之を郡長其他關係ある官衙に

憲兵隊長は之を其の部下に達すへし

他の師管より召集に應じたる者あるときは師團長は尙ほ其の本籍

所管の師團長に通知し該師團長、地方長官並に憲兵隊長は前項の

通達を爲すへし

郡長第一項第二項の達を受くるときは之を町村長に達すへし

第四十二條 師團長は復員後勉めて速に充員召集準備を復舊するも

のどす

第四十三條

復員に方り歸郷を命せられたる者には第三十七條を適

用す其の規定に背く者には第三十八條第二項を適用す

第三章 國民兵召集

第一款 總則

第四十四條 國民兵召集に關しては本章規定するものを除くの外第十三條第十四條第十五條第十六條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十六條第二十七條第一項第三十九條第四十條第四十一條第四十二條の規定に準據すへし

第四十五條 國民兵召集を分て第一國民兵召集第二國民兵召集の二種とす

第四十六條 第一第二國民兵は所要に應し年齢若き者より之を召集するを例とす但幹部に充つへき者は年齢に關せず之を召集することを得

第四十七條 第二國民兵中十七歳以上二十一歳未満の者は特別の命召あるに非れば之を召集することなし

第二款 國民兵召集準備

第四十八條 町村長は毎年一回其の管内に在籍する第一第二國民兵の人員表各二通を製し各一通を郡長に差出し他は之を保管すへし

第四十九條 郡長前條の人員表を受領したるときは其の管内の第一第二國民兵人員表を各別に調製し之を聯隊區司令官に送付すへし

第五十條 聯隊區司令官前條人員の表を受領したるときは其の管内の第一第二國民兵人員表を各別に調製して之を師團長に差出すへし

第五十一條 師團長は聯隊區司令官に召集すべき人員、編成地、編成地到着期日及集會場を達すへし但召集人員を定むるには召集總員を率とし各聯隊區に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各聯隊區に配當するものとす

第五十二條 聯隊區司令官前條の達を受くるときは召集すべき人員及集會場到着期日を定め集會場と共に之を郡長に達すへし但聯隊區司令官其の人員を定むるには召集總員を率とし各郡に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各郡に配當するものとす

第五十三條 郡長前條の達を受くるときは之を町村長に達すへし但召集すべき人員は召集總員を率とし各町村に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各町村に配當するものとす

第五十四條 町村長前條の達を受くるときは國民兵豫定應召人名簿並に國民兵召集令傳達書を調製し召集準備を爲すへし

第三款 國民兵召集實施

第五十五條 師團長は國民軍召集の命下るときは其の趣旨に従ひ國民兵召集令を發すへし時機に依り師團長は一部の地方を限り國民兵召集を施行することを得

第五十六條 聯隊區司令官國民兵召集令を受くるときは直に之を郡長に達すへし

聯隊區司令官若くは副官は應召員集會期日前に司令部員若干を率ゐ其の集會場に出張すへし

第五十七條 郡長ぐんちやうちほう地方長官若しくは聯隊區司令官より國民兵召集令受くるときは直たひちに之を村長に達すへし

郡長は應召員受領の爲め集合期日前に吏員若干を集合場に派遣すへし

第五十八條 町村長前條の達を受くるときは豫定應召人名簿に記載し在る者に國民兵召集令傳達書を交付し受領證を受取るへし

旅行、犯罪、失踪等の爲め不在の者に於ては其の戸主に交付すへし

町村長は第一項第二項に依り召集令傳達書を交付したる者の人名並に事故に依り交付し得ざる者の人名ふだいに其の理由を憲兵及警察官吏に通知すへし

憲兵及警察官吏前項の通知を受くるときは其の應召員をして所命

の期日に應召せしむるの處置を爲すへし

第五十九條 應召員國民召集令傳達書を受領したるときは集合場迄の旅費を受領し該傳達書を携へ町村長の引率を受け集合場に到着すへし

町村長は集行期日に應召員を引率して集合場に到り豫定應召人名簿と共に之を郡の吏員に交付すへし

第六十條 應召員に代り召集令傳達書を受領したる者は直に其の旨を本人に通報し召集令傳達書を速に本人に交付するの處置を爲すへし

正當の事由無くして前項の規定に背く者は一日以上十日以下の拘留に處す

第六十一條 聯隊區司令官若くは副官は集合場に於て郡の吏員より、應召員並に豫定應召人名簿を受領するときは應召員の身體検査を行ひ其の不合格若くは過員の者には旅費を給して歸郷せしめ其の他は之を引率して編成地に到り豫定應召人名簿と共に師團長の指定する部隊長に交付すへし

第六十二條 國民兵召集令傳達書を受領するも傷痍疾病の爲め召集すること能はざる者は醫師の診斷證書を添へ召集令傳達書受領後二十四時間以内に町村長に届出へし
旅行、犯罪、失踪等の爲め應召すること能はざる者あるときは召集令傳達書を受領したる者より召集令傳達書受領後二十四時間以内に届出へし

第一項第二項の届出を怠る者は五十錢以上一圓九十五錢以下の料に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す

第四章 演習召集

第一款 總則

第六十三條 演習召集とは豫備役後備役將校下士兵卒及第一補充兵の勤務演習召集並に歸休兵の演習召集を謂ふ

第六十四條 師團長は在郷軍人及第一補充兵を演習の爲め各部隊に召集す但寄留地に於て演習應召を許可したる者は其の寄留地の師團長之を召集す

第六十五條 第六十三條演習召集の外特別の命令を以て充員召集の演習を目的とする演習召集を行ふことあり

第六十六條 本籍所在の師管に於て勤務演習を爲すへき部隊無き者

は他の師管の部隊に於て勤務演習を爲さしむ

第六十七條 一年志願兵終末試験及第證書を所持する者の勤務演習

召集に關しては陸軍補充條例に依るの外尙ほ本章の規定に依る士

官適任證書を所持する者の勤務演習召集亦同し

第六十八條 後備役屯田兵下士以下の演習召集に關する規定は第七

師團長之を定む

第二款 演習召集準備

第六十九條 演習に召集すへき者は將校は人名下士兵卒及第一補充

兵は豫定人員を以て師團長より關係の諸部團隊長に達すへし

第七十條 聯隊區司令官前條の達を受くるときは下士兵卒及第一補

充兵の人名を定め寄留地應召者を加へ各郡毎に召集すへき將校下

士兵卒及第一補充兵の演習召集名簿並に演習召集令狀を作り其の

令狀は自ら之を保管し名簿は之を郡長に送付すへし

第七十一條 郡長前條の名簿を受領するときは旅費金額を計算して

之に記入し更に各町村の演習召集名簿を作り之を町村長に送付す

へし

第七十二條 町村長前條の名簿を受領するときは其の年勤務演習に

召集せらるへき者に其の旨を通知すへし

第三款 演習召集實施

第七十三條 演習召集を行ふには師團長召集すへき在郷軍人及第一

補充兵の種類召集期日及召集日數を諸部團隊長に達し地方長官並

に憲兵隊長に通知すへし

第七十四條 地方長官前條の通知を受くるときは之を郡長其の他關係ある官衙に達すへし

憲兵隊長前條の通知を受くるときは之を其の部下に達すへし

第七十五條 聯隊區司令官第七十三條の達を受くるときは演習召集

令狀に所要の記入を爲し之を郡長に送付し召集すへき將校、下士

兵卒及第一補充兵の連名簿を其の召集部隊長に送付すへし

第七十六條 郡長第七十四條第一項の達を受くるときは之を町村長に達すへし

郡長前條の演習召集令狀を受領するときは之に所要の記入を爲し

町村長に送付すへし

第七十七條 町村長前條の演習召集令狀を受領するときは之を本人

又は召集通報人に交付すへし

第七十八條 應召員演習令狀を受領したるときは旅費を受領して令

狀に示す期日に其の召集部隊に到着すへし

第七十九條 傷痍疾病其の他の事故に依り演習召集に應ずること能

はざる者は町村長の奥書證印を受けたる届書を入隊期日迄に郡長

を経て聯隊區司令官に差出すへし但傷痍疾病の者は醫師の診斷證

書を添ふへし

前項の届出を怠る者は五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處し

又は五日以上十日以下の拘留に處す

第八十條 演習召集に際し父母の疾病危篤又は死亡の爲め召集の延

期を願ふ者あるときは將校に在ては師團長、下士兵卒及補充兵に在ては聯隊區司令官に於て十四日以内の延期を許すへし

將校に在ては其の願書を聯隊區司令官を経て師團長に差出すへし
下士兵卒及補充兵に在ては其の願書に町村長の奥書證印を受け其の父母疾病危篤の者は醫師の診斷證書を添へ郡長を経て聯隊區司令官に差出すへし

第八十一條 第七十九條第一項第八十條第一項に依り應召すること能はざる者其の事故止み召集期日の翌日より計算し十日以内に到着し得る者は其の召集部隊に到着すへし但演習の種類に依り師團長必要と認むるときは此の日限を變更することを得
前項の場合に於て將校に在ては聯隊區司令官を経て師團長に下士

兵卒及補充兵に在ては町村長及郡長を経て聯隊區司令官に差出すへし第一項の規定に背く者は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す

第八十二條 第二十八條第二項第三項第三十二條第三十五條は本款に之を適用す

第二十九條は本款に之を適用す其の規定に背く者には第三十八條第一項を適用す

第八十三條 演習を終り又は召集中事故に依り歸郷を命せられたる者には第三十七條を適用す其の規定に背く者には第三十八條第三項を適用す

第五章 教育召集

第一款 總則

第八十四條 教育召集とは教育の爲め第一補充兵を召集するを謂ふ
第八十五條 教育召集は第一補充兵服役の幼年に於て行ふを例とす

第二款 教育召集準備

第八十六條 聯隊區司令官は毎年二月一日に於ける第一補充兵の現在員を調査し之を各兵種に分ち師團長に報告し師團長は其の年教育すべき人員を諸部團隊長に達すへし

聯隊區司令官は各郡の教育召集名簿を作り之を郡長に送付すへし
第八十七條 郡長前條の名簿を受領するときは旅費金額を計算して之に記入し更に各町村の教育召集名簿を作り之を町村長に送付すへし

第三款 教育召集實施

第八十八條 教育召集を行ふには應召員を先づ聯隊區司令部所在地若くは便宜の地に集合し聯隊區司令部員若くは其の他の下士兵卒をして召集地に引率せしむるものとす但應召員五人未滿なるときは單行せしむ

第八十九條 教育召集を行ふときは師團長其の兵種召集期日及召集日數を聯隊區司令官に達し地方長官並に憲兵隊長に通知すへし

第九十條 地方長官前條の通知を受くるときは之を郡長其の他關係ある官衙に達し管内に告示すへし
憲兵隊長前條の通知を受くるときは之を其の部下に達すへし
郡長第一項の達を受くるときは之を町村長に達すへし

第九十一條 聯隊區司令官第八十九條の達を受くるときは教育召集令狀を作り郡長に送付し郡長は之を町村長は之を本人又は召集通報人に交付すへし

第九十二條 應召員教育召集令狀を受領したるときは旅費を受領し令狀に示す期日に其の集合地又は部隊に到着し第八十八條の引率員又は該部隊に届出へし

第九十三條 第二十八條第二項第三項第三十二條第三十五條第七十九條第八十條第八十一條は本款に之を適用す

第二十九條は本款に之を適用す其の規定に背く者には第三十八條第一項を適用す

第九十四條 教育を終り歸郷を命せられたる者は陸軍被服役條例第

百三十七條の例に依り届出へし

前項の届出を怠る者は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第六章 補缺召集

第九十五條 補缺召集とは平時に於て臨時兵員の補缺を要するとき歸休兵を召集するを謂ふ

第九十六條 補缺召集は陸軍大臣の命に依り師團長之を行ふ其の手續に第四章を準用す

第七章 簡閱點呼

第一款 總則

第九十七條 簡閱點呼とは在郷下士兵卒及第一補充兵を集合して之を簡閱し平常に於ける異動取扱の確實を保し且必要なる訓示を

下すを謂ふ

第二款 簡閱點呼準備

第九十八條 簡閱點呼の準備は聯隊區司令官之を爲すへし

第三款 簡閱點呼實施

第九十九條 簡閱點呼の時期は師團長之を定め聯隊區司令官に達し

地方長官並に憲兵隊長に通知すへし

第一百條 師團長は部下の尉官數名に簡閱點呼執行官を命し之に必要の訓令を授くへし

在郷下士兵卒及第一補充兵の人員僅少なる僻陬の地に在ては師團長は其の地の憲兵將校又は同下士をして簡閱點呼を爲さしめ若くは之を省略することを得

第一百一條 聯隊區司令官は其の管内に若干の點呼場及之に屬する點

呼區域並に點呼日割を定め之を師團長に差出し同時に地方長官、

憲兵隊長並に簡閱點呼執行官に通知し郡長に達すへし

地方長官及郡長前項の通知を受くるときは地方長官は之を警察署

長に郡長は之を町村長に達すへし

憲兵隊長第一項の通知を受くるときは之を其の部下に達すへし

第一百二條 聯隊區司令官は各點呼場へ參會すへき下士兵卒及第一補

充兵の點呼名簿及點呼令狀を作り其の令狀は之を郡長に送付すへ

し

第一百三條 郡長點呼令狀を受領するときは直に之を町村長に送付し

町村長は之を本人又は召集通報人に交付すへし

召集通報人を設けざる不在者に在ては戸主に交付すへし

町村長は事故に依り點呼令状を交付し得ざる者の人名其の事由を記しを憲

兵及警察官吏に通知すへし

第一百四條 簡閱點呼參會者に代り點呼令状を受領したる者は直に其

の旨を本人に通報し點呼令状を速に本人に交付するの處置を爲す

へし

第一百五條 點呼令状を受領したる下士兵卒及第一補充兵點呼令状を

携へ指定の日時に點呼場に到り簡閱點呼執行官に届出へし

第一百六條 簡閱點呼參會者には旅費日當を官給せず

第一百七條 憲兵及警察官吏町村長より第一百三條第二項の通知を受く

るときは簡閱點呼參會者をして所命の日時に參會せしむるの處置

を爲すへし

第一百八條 郡長並に町村長は簡閱點呼に參列すへし

第一百九條 傷痍疾病其の他の事故に依り簡閱點呼に參會すること能

はざる者は町村長の奥書證印を受けたる届書を経て點呼執行日時

に簡閱點呼執行官に差出すへし但傷痍疾病の者は醫師の診斷證書

を添ふへし

第一百十條 簡閱點呼參會者集合するときには簡閱點呼執行官は點呼名

簿の順序に従て點呼し所要の調査を爲し之に必要な訓示を與へ解

散を命すへし

第一百一十條 正當の事由無くして簡閱點呼に參會せざる者及第九

條の規定に背く者は五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處し又

は五日以上十日以下の拘留に處す

正當の事由無くして第四百四條の規定に背く者及簡閱點呼參會者點呼場に於て簡閱點呼執行官の命に服せず又は其の職務の執行を妨害する者は一日以上十日以下の拘留に處す

第百十二條 簡閱點呼執行官簡閱點呼を終るときは簡閱點呼結果表及報告令各二通を作り一通は師團長に差出し他の一通は聯隊區司令官に送付すへし

附則

第百十三條 後備役屯田兵下士以下及其の兵村に關する事項は隊伍に編入せざる豫備役屯田兵下士以下及其の兵村に適用す

第百十四條 本條例の施行細則は陸軍大臣之を定む

第百十五條 本條例は明治三十年四月一日より實施す

戰時禁制品

海軍省訓令第一號

日露交戰中戰時禁制品となすべきもの左の通定む

第一 左に掲ぐる物品は敵地を經由し若は之に到達すべき場合又は敵の陸海軍に到達すべき場合に於て之を戰時禁制品とす
兵器、彈藥、爆發物並其の材料(鉛、硝石、硫黃等をも包含す)及製造機械、セメント、陸海軍軍人の制服及武裝具、甲鐵板、艦船の製造及艦裝の材料並以上の物品に屬せすと雖單に戰爭の用に供すへき一切の物品

勅令第十九號

第一條 軍事郵便の取扱を開始したる場合に於ては左に掲ぐるものを軍事郵便物と爲すことを得

一 戦時又は事變に際し戦地若は之に准すへき地に在り又は該地に派遣する軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛、軍人又は軍屬より發する郵便物

二 戦時又は事變に際し戦地又は之に准すへき地に在る者にして當該軍衛の許可を得たる者より發する郵便物

三 前二號に掲ぐる者に宛て發する郵便物

第二條 前條第一號及第二號に依る軍事郵便物は其の料金を免除す

第三條 第一條第三號に依る軍事郵便物は料金完納のものに限る其

の料金未納又は不足のものは差出人に還付し不納額の二倍を徴收す

第四條 軍事郵便物に關しては命令を以て制限を設くることを得

第五條 軍事郵便物取扱に關する損害賠償は命令を以て之を制限することを得

第六條 條約に依りて取扱ふ郵便物には第二條乃至第五條を適用せす

附則

本令は發布の日より之を施行す

明治二十七年勅令第六十七號は之を廢止す

軍事郵便及爲替貯金規則

遞信省令第六號

軍事郵便規則左の通相定む

明治三十七年二月六日

海軍大臣	男爵	山本權兵衛
陸軍大臣		寺內正毅
遞信大臣		大浦兼武

軍事郵便規則

第一條 軍事郵便物に關し本規則に定めたるものの外は普通郵便に關する規定を準用す

第二條 軍事郵便物は差出人に於て其の表面に軍事郵便の四字を記

載し尙ほ公用に屬するものは公用の二字を朱記すへし

第三條 戰地若は之に準すへき地に在り又は該地に派遣する軍隊、軍艦、水雷艇、軍衙、軍人、軍屬に宛て又は該地に在る者にして當該軍衙の許可を得たる者に宛て發する軍事郵便物は左の種類に限る

一 通常郵便物

第一種 書狀

第二種 郵便葉書

第三種 毎月一回以上刊行する定期刊行物

第四種 書籍、印刷物、寫眞

二 小包郵便物

第四條 戰地若は之に準すへき地に在り又は該地に派遣する軍隊、

軍艦、水雷艇、軍衙、軍人、軍屬並に該地に在る者にして當該軍衙の許可を得たる者より發する軍事郵便物は左の種類に限る

一 通常郵便物

第一種 書狀

一通の重量公用は五十匁私用は四匁を超過せざるもの但し従軍記者等の軍事通信に關する書狀は一通の重量を五十匁迄となすを得

第二種 軍事郵便葉書、私製葉書

明治三十六年遞信省令第六十一號私製葉書製式規則によるもの

二 小包郵便物

公用に限る

第五條 第三條及第四條に定むる軍事郵便物の種類は時宜に依り之を増減することあるへし

第六條 公用軍事郵便物は書留、別配達、配達證明、留置及約束郵便となすの外特殊取扱となすことを得ず

第七條 私用軍事郵便物にして第三條に依るものは書留、留置及約束郵便又第四條に依るものは留置となすの外特殊取扱となすことを得す但し野戰郵便局又は艦船郵便所に留め置くべき郵便に對しては留置通知を請求することを得ず

第八條 軍事郵便物の差出人は其の郵便物の差立前に限り名宛變更又は取戻を其の引受局所に請求することを得但し之が爲め事務に差支あるときは拒絶することあるへし

第九條 軍事郵便物の別配達並に軍事小包郵便物の轉送及還附に關しては別に料金を徴收せず

第十條 第三條に依る軍事郵便物は普通郵便局の取扱中に亡失又は毀損したる場合に限り普通郵便に關する規定に依り其の損害を賠

償す

第四條に依る軍事郵便物に對しては總て其の損害を賠償せす

軍事郵便爲替貯金規則

第一章 通則

第一條 本則に於て軍事郵便爲替又は軍事郵便貯金と稱するは戰時若は事變に際し野戰郵便局若は艦船郵便所に於て引受を取扱ひたる通常郵便爲替又は預入を取扱ひたる通常郵便貯金を云ふ

第二條 軍事郵便爲替の取扱を爲す野戰郵便局又は艦船郵便所と雖も時宜に依り軍人、軍屬以外の者より請求する軍事郵便爲替の取扱を拒絶することあるへし

第三條 軍事郵便爲替又は軍事郵便貯金に關し本則に定めたるもの

の外は郵便爲替規則又は郵便貯金條例施行細則を準用す

第二章 軍事郵便爲替

第四條 軍事郵便爲替は當該局所に於て差出人より現金を受領し郵便爲替貯金管理所又は同支所に於て爲替證書を發行し之を其の受取人に送達す

第五條 軍事郵便爲替は證書一枚の金額に制限を付せす

第六條 野戰郵便局又は艦船郵便所に於ける軍事郵便爲替の取扱に關しては爲替料及其の他の料金を徴收せず

第七條 軍事郵便爲替の差出人は爲替金拂渡猶豫、拂渡濟通知及其他的特殊取扱を請求することを得す但し振出請求書誤記の場合に於て郵便に依る訂正通知の請求は此の限に在らず

第八條 軍事郵便爲替の振出を請求せんとする者は振出請求書に現金を添へ當該局所に差出し其の受領證書を領置すへし但し爲替金拂渡局所の指定は之を省略することを得

前項但書に依り拂渡局所の指定を省略したるものに對しては郵便爲替貯金管理所又は同支所に於て之を指定す

第九條 軍事郵便爲替の差出人爲替金の拂戻を受けんとするときは爲替金拂戻請求書に爲替證書又は爲替金受領證書を添へ普通郵便局所を経由し之を郵便爲替貯金管理所又は同支所に差出すへし但し請求書經由局所以外の郵便局所に於て爲替金の拂戻を受けんとするときは其の局所名を請求書の餘白に附記すへし

第三章 軍事郵便貯金

第十條 軍事郵便貯金の預け人に對しては貯金登記済通知書を發行せす

第十一條 軍事郵便貯金の預け人其の所持の通帳餘白なきに至りたるるとき又は毀損汚斑して不判明となりたるるとき若は之を亡失したるときは野戰郵便局又は艦船郵便所に其の事實を證明し別に通帳の交付を受け其の通帳を以て引續き軍事郵便貯金の預入を爲すことを得

第十二條 前條の繼續通帳に對しては普通郵便局所に於て貯金の預入又は拂戻を取扱はず

第十三條 繼續通帳の交付を受け軍事郵便貯金の預入を爲したる者普通郵便局所在地に到りたるときは原通帳及繼續通帳を可成速

に普通郵便局所に差出し再度通帳の交付を請求すへし

第十四條 軍事郵便貯金の預け人貯金の拂戻、公債證書の購入、再度通帳の交附、通帳利子記入、通帳名前書換及異動届出等を要するときは普通郵便局所を経由し之か請求又は届出を爲すへし

遞信省告示第九十四號

外征軍隊等に宛て内地より發する私用軍事郵便物は當分の内左の種類の通常郵便物の外之か引受を爲さす

第一種 書狀

第二種 郵便葉書

第三種 第三種郵便物の認可を受けたる日刊定期刊行物

明治三十七年二月十日

遞信大臣 大浦 兼 武

遞信省告示第九十五號

本年二月 遞信省令第六號軍事郵便規則に依り差出す軍事郵便物には差出人及受取人の所屬部隊、軍艦、水雷艇、軍衛の名稱又は官職名所在地名等を成るへく詳細明瞭に記載すへし

明治三十七年二月十日

遞信大臣 大浦 兼 武

國民軍條例

第一條 國民軍は陸軍に屬し主として衛戍若くは邊境の警備に充つ

第二條 國民軍は國民兵を以て之を編制す

第三條 國民兵の召集及解散は勅命に依り師團長之を行ふ

戒嚴を宣告し得るの權ある司令官時機切迫して通信斷絶し命を請

ふの途なきときは直に召集を行ふことを得

第四條 國民軍幹部は必要に應じ現役豫備後備の陸軍將校、同相當官准士官、下士を以て充つるの外左に掲ぐる者より選抜して之に充つ

一 退役の陸軍將校、同相當官、准士官にして國民兵役に在る者若くは國民軍編入志願の者

二 元陸軍下士、上等兵にして國民兵役に在る者若くは國民軍編入志願の者

三 國民兵中材幹技能ある者

第五條 陸軍後備兵にして後備軍召集に加はらざる者は特に國民軍に編入することを得

第六條 第四條第二第三に該る者の任官は陸軍武官官等表に依り士官以上は師團長の具狀に由り陸軍大臣之を奏薦宣行し其の他は師團長の認可を得て聯隊長、同等以上の權ある長官之を行ふ

第三條第二項に依り召集を行ひたる司令官は召集員に士官以上の勤務を命ずることを得其の勤務を命せられたる者の身分取扱は其の官職を有する者に準す

前項の司令官師團長にあらざるときは准士官以下の任官に付師團長と同一の權を有す

第七條 國民軍幹部の進級は振擢とす其の任官は前條の例に依る

第八條 國民軍編制の爲め召集せられたる者及志願に由り國民軍に編入せられたる者は其の間現役に準す

第九條 第四條第二第三に該り任官したる者解散のときは准士官以上は之を退役とし下士は其の官を免す

陸海軍戰時給與規則中改正勅令

朕陸軍戰時給與規則中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年一月二十九日

陸軍大臣 寺内正毅

勅令第十四號

陸軍戰時給與規則中左の通改正す

第四條 削除

第五條中「短期下士の給料は長期下士の給料に」を削る

第六條 戰地に出發の者は其の出發の日より歸著の日又は給與停止の前日まで准士官以上軍屬及前條士官の勤務に服する者には俸給五分の二、下士以下には給料四分の二を増給す

戰地に在る者は戰地となりたる日より給與停止の前日まで前項に依る

出戰又は戰備の姿勢を完成したるものは其の完成の日より戰地に出發の前日、戰地となりたる日の前日又は給與停止の前日まで第一項の區分に依り俸給は五分の一、給料は四分の一を増給す

臨戰合圍地境に出發の者は其の出發の日より歸著の日又は給與停止の前日まで、臨戰合圍地境に在る者は戒嚴布告若は宣告の日より

り戦地となりたる日の前日又は戒嚴解止の日まで前項に依る
敵の俘虜となり又は生死不明となりたる者は其の間本條の増給を
停止す

第七條 准士官以下營外居住の下士以下及軍屬にして前條第一項、
第二項及第四項の増給を受くる者には手當として一回限り別表の
金額を給す但第七條の二に依り手當金を受けたる者に在ては其の
金額を控除す

第七條の二 豫備後備の軍籍に在る准士官以上にして召集に應し就
職する者には一回限り手當として別表手當金の半額を給す

第八條第一項中「第一項及第二項」を「第一項、第二項及第四項」に改
め第二項の次に左の一項を加ふ

軍人軍屬にして第一項の外糧食給與の必要あるときは現品又は代
金を適宜給與することを得

第九條 營内居住下士以下には動員の日より復員の日まで營外居住
下士以下及傭人には第六條第一項、第二項及第四項の増給を受く
る期間所要の被服を給與又は貸與す此の場合に於ては平時交付す
べき被服の現品及金額の定額は其の支給を停止す其の方法は陸軍
大臣之を定む

軍人軍屬には必要に應し特種の被服を給與し若くは貸與すること
を得軍人軍屬外にして戦役に従事する者に在ても亦同し

第十五條 戦時若は事變に際し特別の任務を受け外國に出張する者
には戦地に出發する者に準し給與をなすことを得

別表

手當金		名	
稱	金額	稱	金額
大親任	五百圓	判任文官	一級乃至三級 五十圓
中將 同 官相 一等官	三百三十圓	同	四級及五級 四十圓
少將 同 官相 二等官	二百六十圓	同	六級 三十五圓
大佐 同 官相 三等官	百九十圓	同	七級 三十五圓
中佐 同 官相 四等官	百四十圓	同	八級以下 二十五圓
少佐 同 官相 五等官	百圓	超員月額四十圓ヲ超ユル者	四十圓
大尉 同 官相 六等官	七十圓	同四十圓以下三十五圓ヲ超ユル者	三十五圓
中尉 同 官相 七等以下	五十圓	同三十五圓以下三十圓ヲ超ユル者	三十圓
曹長 同 相當官	二十五圓	同	三十四圓以下 二十五圓

朕海軍戰時給與規則中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月二十九日

海軍大臣 男爵 山本權兵衛

勅令第十五號

海軍戰時給與規則中左の通改正す

第二條第一項中「若くは臨戰合圍地境」を削り同項の次に左の一項を

加ふ

軍曹 同 相當官	二十圓	備	人十圓
伍長 同 相當官	十五圓	考	奏任官待遇ノ者ハ高等官七等以下ノ給額ニ同シ

軍人軍屬にして臨戦合圍地境に在る者又は派遣せらるる者には前項増俸の半額を給す

第六條中「第二條」の下に「第一項」を加ふ

第十條の二 戦時特設船舶に雇入の船員にして職務上准士官以上と船室を同ふする者には海軍糧食條例第一條に準し食卓金を給することを得

第十三條 艦船乗組又は軍隊病院使役の軍屬、職工、人夫其の他の者に被服物品給與の必要あるときは海軍被服條例第十條に準し之を給與することを得

下士卒には海軍被服條例に規定する被服物品の外衛生上必要なる場合に於て適宜の被服物品を給與することを得艦船乗組又は軍隊

病院使役の軍屬、職工、人夫其の他の者に給與の必要あるとき亦同し

下士卒にして戦地若は臨戦合圍地境に在る者又は派遣せらるる者には必要に應し海軍被服條例別表被服物品の箇數を適宜増加し交付することを得

准士官以上及候補生にして其の乗組艦船の破壊沈没其の他公務上非常の災害の爲被服物品を亡失したる者には必要に應し適宜被服物品を給與することを得其の毀損して使用に堪へざるに至りたるとき亦同し

前項に依り被服物品を給與するときは海軍被服條例第二條の規定を適用せず

第二十條中「第二條」の下に「第一項」を加ふ

戰時憲兵服務規則

第一條 憲兵の職務は行政司法の警察殊に軍紀風紀を維持し大小の罪犯を搜索し軍中をして靜肅ならしめ人民をして害を被らしめざるに在り之れか爲めに専ら戰線に配列する兵隊の後方及ひ隊長眼力の及はざる所に注意す可きものとす

第二條 憲兵の職務を別つて内外の二と爲す内部は我軍隊の犯法其他軍紀風紀を監視し外部は戰地一般人民との關係を處置す可し

第三條 行軍の時は憲兵隊長其部下を適宜に配附して軍隊の靜肅を保つ可し特に駐軍地に著するとき若くは渡船場等に在ては豫め部下を配置して混雜を防かしむるを要す

第四條 行軍の途次落後する者あるときは其事實を尋問し所屬隊號及姓名を記註し戒しむ可きは之を戒しめ扶く可きは之を扶け以て其處置を爲す可し

第五條 兵隊の宿泊する地には多少の憲兵を配置し本隊より出す所の哨兵及巡察等と相助け陣中の靜肅を保つ可し

第六條 總て軍人軍屬の飲酒酩酊喧嘩爭鬪放歌博奕威逼淫蕩押買等を爲すある者は嚴に之を制止し又侵掠偷盜不法の要求等を防ぎ殊に役夫の類は嚴密に監視し其他總て不法の者を取押へ之か處置を爲す可し

第七條 敵の間諜を豫防する爲め軍人軍屬と人民との交際上に注意

し又總て陣中じんちゆうに於て胡亂こらんなりと認みむる者は取押へて糾問きうもんを爲し尙
間牒かんてふの疑うたがひある者は之を囚獄しうごくに留置どめおき其旨を參謀部さんまうぶに申告しんこくす可し

第八條 敵地てきちに侵入しんぱんする時は専ら外部ぐわいぶの取締とりしまりに注意し里正りせい村長むらぢやう等を
存問ぞんもんし懇切こんせつに王師わうしの進入しんぱんする所以ゆゑを諭まごし人民じんみんに寇こうする者に非あらざる
事由じゆじゆを知らしめ安堵あんほして逃亡てつぱう等を企たくること勿ならしむ可し

第九條 敵地てきちの都市としに入る時は官有かんゆうの金庫きんこ郵便局ゆうびんきょく電信局でんしんきょく製造所せいぞうじよの如
き總て我軍わがぐんの利りとなる可べき者ものを探さぐり之を封鎖ふうさし以て我有わがと爲し敵
兵へいをして使用ししようすることを得えさらしむへし又宿陣しゆくじんする時に兵卒へいそ等動
もすれば軍紀ぐんぎ風紀ふうぎを紊みだることあるを以て最も注意ちゆういせざる可べからず

第十條 戰地せんちに在あるは人民じんみんの兵仗へいぢやうを帶おひ兵器へいきを貯たくわふことは尤なも嚴
禁きんたり若し民間みんかんに彈藥だんやく銃砲じゆうぱう弓矢きうしや槍矛しやうぼう刀劍たうけん等を藏かくする者ものあれば之を

其地そのちの一倉庫いっそうこに收めしめ封緘ふうけんをなし監護かんご人を附つし參謀部さんまうぶに申告しんこくし
て其指揮そのしきを受く可し又時宜じきに依り兵器へいき等を藏かくする疑うたがあるときは其
家宅けさくを搜索さうさくす可し

第十一條 敵地てきちの穀倉こくそう等は之を檢査けんさし其數量そのすうりやうを簿記ぼきし封緘ふうけんを爲す可
し學校がくがう文庫ぶんこ等は鄭重ていぢゆうに取扱たいかひ大書院だいしよんいん等は封緘ふうけんして書籍しよき圖誌ずし器械きかいを
して散亂さんらんせしめざるを要す

第十二條 兵隊へいたいの進退しんたいす可き道路だうぢうの開塞かいさい及び其交通きうつう並に橋梁けりやうの完否かんひ
等に注意ちゆういし殊に電線でんせん鐵道てつどうの破損はたんを豫防よぼうし若し損所そんじよあれば速すみに之を
當該官たうがいに報知ほうちす可し

第十三條 飲料いんりやうに供す可き井泉せいせん流水れいすいを清潔せいけつにし死屍しかい斃獸げじゆを適當たうたうの地
に埋うめ居所きよしょの汚穢うたが物を投棄とうきせざる等らう都て衛生上えいせいじやうの事ことに注意ちゆういすへし

第十四條 戦後には戦場を巡視し死傷者の武器被服等を剝奪せしめざる様注意す可し

第十五條 俘虜降伏人あるときは之を監視す可し若し其人員夥多にして監視すること能はざる時は其旨を參謀部に申告し指揮を受く可し

第十六條 逃迭する馬牛及遺失物等は之を處分し又軍中に於て飲食を商ひ其他商業を營む者は總て之を監視す可し

第十七條 囚獄は憲兵隊長之を監理す軍人軍屬の犯罪重罪輕罪と認むる時は之を留置して參謀部に申告し其違警罪に係るものは直に處分す可し

第十八條 憲兵隊長は出戦軍隊報告規則に掲ぐる定例報告の外犯罪

事由表を作り毎土曜日之を團長に呈す可し但重大事件及び急速を要する事件は即時之を報告するは勿論たるへし

高等捕獲審檢所勅令

朕捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月十日

内閣總理大臣 伯爵 桂 太郎
海軍 大臣 男爵 山本 權兵衛
外務 大臣 男爵 小村 壽太郎

勅令第二十七號

捕獲審檢所及高等捕獲審檢所を開設す

捕獲審檢所は之を佐世保に置く

附則

本令は發布の日より之を施行す

刑法内亂外患の罪

内亂に關する罪

第二百一十一條 政府を顛覆し又は邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起したる者は左の區別に従て處斷す

- 一 首魁及び教唆者は死刑に處す
- 二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に

處し其情輕き者は有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又は諸般の職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者は輕禁獄に處す

四 教唆に乗して附和隨行し又は指揮を受けて雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は已に内亂を起したる者の刑に同じ

第二百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者は兵を擧るに至らすと雖も内亂と同く論し其教唆者及び下手者を死刑に處す

第二百二十四條 前三條の罪は未遂犯罪の時に於て乃ち本刑を科す

第二百二十五條 兵隊を招募し又は兵器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者は第二百二十一條の例に照し各一等を減す内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者は各二等を減す

第二百二十六條 内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前に於て官に自首したる者は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人に集會所を給與したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者は通常の刑に照し重きに從て處斷す

外患に關する罪

第二百二十九條 外國に與して本國に抗敵し又は外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したる者は死刑に處す

第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若くは本國及び同盟國の都府城塞又は兵器彈藥船舶其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者は死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若くは兵隊屯集の要地又は道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若くは之を藏匿したる者亦同し

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す

者交戦の際敵國に通謀し又は其路遣を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時は有期流刑に處す

第三百三十三條 外國に對し私に戦端を開きたる者は有期流刑に處す其豫備に止る者は一等又は二等を減す

第三百三十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

戦時陸軍服制の勅令

朕戦時又は事變の際に於ける陸軍服制に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月十日

陸軍大臣 寺内正毅

勅令第二十九號

戦時又は事變に際し陸軍將校同相當官及准士官の軍衣は夏衣同様の製式(地質は濃紺絨又は紺絨、袖章は黒線、釦數は五箇又は六箇)將校以下の夏衣、夏袴、日覆及垂布は茶褐色と爲すことを得

戒嚴令宣告

勅令第三十六號

長崎縣長崎要塞地帯及之に關する要塞地帯法第七條第二項の區域内を臨戰地境と定め本令發布の日より戒嚴を行ふことを宣告す
長崎要塞司令官を以て前項戒嚴地の司令官とす但し戰時指揮官を置きたる場合に於ては戰時指揮官を以て其の司令官とす

勅令第三十七號

長崎縣佐世保要塞地帯及之に關する要塞地帯法第七條第二項の區域内を臨戰地境と定め本令發布の日より戒嚴を行ふことを宣告す
佐世保鎮守府司令長官を以て前項戒嚴地の司令官とす但し戰時指揮官を置きたる場合に於ては戰時指揮官を以て其の司令官とす

勅令第三十八號

長崎縣對馬島及其の沿海を臨戰地境と定め本令發布の日より戒嚴を行ふことを宣告す

竹敷要港部司令官を以て前項戒嚴地の司令官とす但し戰時指揮官を置きたる場合に於ては戰時指揮官を以て其の司令官とす

勅令第三十九號

北海道函館要塞地帯及之に關する要塞地帯法第七條第二項の區域内を臨戰地境と定め本令發布の日より戒嚴を行ふことを宣告す
函館要塞司令官を以て前項戒嚴地の司令官とす但し戰時指揮官を置きたる場合に於ては戰時指揮官を以て其の司令官とす

神職僧侶に對する訓令

内務省訓令第三號

神佛各宗教派管長

宣戰の 聖詔は既に煥發せられたり國民皆其心を一にし以て奉公の誠を效すへきは固より言を待たず職に管長の責にある者深く此意を體し其宗教派内の教師を督勵し之れをして各其任務に依り國民奉公の至誠を完からしむる所以の道を講せしむるは勿論其寺院教會所等に關する事業に付ては能く其輕重緩急を計りて之か節略に力めしめ以て其本分に反くことなきを期せしむへし

國交は既に絶へたりと雖も其臣民に對しては固より秋毫も敵意あるへきにあらず殊に宗教に對しては其教派如何を問はず平等一視更に平素に渝はることあるなし是れ洵に布教傳道に従事する者の最も

深く其意を致すへき所なりとす管長たる者宜しく今に及んで派内の教師に懇諭し苟くも事體を誤ることなき様篤く留意せしむへし

明治三十七年二月十九日

内務大臣 伯爵 桂 太郎

内務省訓令第四號

神官神職は神明に奉仕し祭祀を掌るの職に在るを以て齋肅恭敬其事に従ふへきを要す今や宣戰の 詔勅煥發せられ特に 勅使を神宮並に官國弊社に差遣し宣戰を奉告せらる神官神職たるもの深く 聖旨のある所を奉體し尊崇悃誠益々神事に勤むへきは勿論勤儉節約不急の事業を省き能く其本分を盡し以て奉公の至誠を效さんことに留意すへし

明治三十七年二月十九日

内務大臣 伯爵 桂 太郎

國庫債券發行規程

大藏藏省令第四號

國庫債券發行規程左の通之を定む

明治三十七年二月十三日

大藏大臣 男爵 曾 禰 荒 助

國庫債券發行規程

第一條 政府は明治三十六年勅令第二百九十一號に依り國庫債券壹億圓を發行す

第二條 國庫債券利子の割合は一箇年百分の五とす

第三條 國庫債券は無記名利札附とし其種類は五拾圓、百圓、五百圓、千圓及五千圓の五種とす但應募者又は所有者の望に由り記名と爲すことを得

第四條 國庫債券元金は募集の年より五箇年以内に償還するものとす

第五條 國庫債券の利子は毎年六月及十二月に於て支拂ふものとす

第六條 國庫債券の發行價格は額面百圓に付其最低を九拾五圓とす

第七條 國庫債券の應募申込期間は明治三十七年三月一日より同月十日までとす

第八條 應募申込人は應募高應募價格及住所姓名を詳記したる申込

所に申込高百圓に付金貳圓の保證金を添へ日本銀行本支店其他日本銀行の定むる申込所に申込むへし但保證金には利子を付せず

第九條 國庫債券應募高需要額に超過するときは大藏大臣は應募價格の高きものより順次債券を交付し需要額に滿つるに至て止む其價格同しきものは申込の高に割合ひ減少するものとす但二百圓以下の應募者には之を減少せず

第十條 申込は明治三十七年三月二十一日までに確定するものとす確定の上は其旨申込人に通知すへし

第十一條 前條の通知を受けたる者は左の區別に依り拂込を爲すへし但第一回拂込は保證金を以て之に充つ

第一回 三月二十一日

貳圓(券面百圓に付)

第二回 四月十六日より同月二十五日迄 拾五圓(同前)

第三回 五月十五日より同月二十五日迄 拾五圓(同前)

第四回 七月十六日より同月二十五日迄 拾五圓(同前)

第五回 八月十六日より同月二十五日迄 拾圓(同前)

第六回 九月十六日より同月二十四日迄 拾五圓(同前)

第七回 十月十七日より同月二十五日迄 拾五圓(同前)

第八回 十一月十六日より同月二十五日迄 八圓(同前)

發行價格以上の申込を爲したる者は第二回拂込と共に其差額を拂込むへし

第十二條 應募者の都合に依り應募額の全部又は一部を一時に拂込み若くは後期の分を前期に繰上げ拂込を爲すことを得

第十三條 國庫債券の應募者第二回の拂込を了したるときは記名の

假債券を交付し全額拂込の上は之と引換に本債券を交付すへし

第十四條 前條の假債券は賣買讓與し及質と爲すことを得

前項の取扱に關しては明治二十七年大藏省令第十七號を準用す

第十五條 假債券を紛失し又は消滅したるものあるときは二名以上

の保證人を立て其事實を日本銀行本支店若しくは代理店に證明し更

に假債券を請求することを得

第十六條 國庫債券取扱に關する順序は本令に規定したるもの、外

は明治十九年大藏省令第三十號整理公債取扱順序に據る

俘虜情報局設置

朕俘虜情報局設置の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十七年二月二十一日

内閣總理大臣	伯爵	桂	太郎
海軍大臣	男爵	山本	權兵衛
外務大臣	男爵	小村	壽太郎
陸軍大臣		寺内	正毅

勅令第四十四號

第一條 俘虜情報局は之を東京に置き左の事務を掌る

- 一 俘虜の留置移動入院及死亡に關する狀況を調査し其の銘銘票を調製すること
- 二 俘虜に關する狀況の通信に關すること

三 俘虜に對する寄贈及俘虜の發送に係る金錢及物品の取扱に關すること

四 俘虜死亡者の遺留品及遺言書を保管し且之を遺族其他の關係者に送付すること

五 敵國戰死者に付陸海軍軍隊に於て知得する事項又は其の遺留品及遺言書あるときは俘虜に準し其の取扱を爲すこと

第二條 俘虜情報局に長官一人事務官二人を置く

長官は陸軍將官又は陸軍大佐、事務官は陸海軍佐尉官又は奏任文官より之を補す

俘虜情報局に書記七人を置く書記は判任とす

事務官及書記は必要に應じ之を増加することを得

第三條 長官は陸軍大臣に隸し局中一切の事務を掌理す

第四條 長官は其の所管事務に付陸海軍官憲及病院又は繙帶所に所要の通報を求むることを得

第五條 事務官は長官の命を承け事務を掌る

第六條 書記は上官の指揮を承け庶務に従事す

巡查看守戰時召集令

勅令第三十三號

明治二十七年勅令第八十八號左の通改正す

戰時又は事變に際し陸海軍に召集せられたる巡查看守には其の間休職を命ずることを得

前項休職中の日数は在職年數に算入す

赤十字條約

勅令寫

朕西曆千八百六十四年戰時負傷者の不幸を救濟する爲め瑞西國外十
一國の間に締結せる赤十字條約に加入し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治十九年十月二十五日

内閣總理大臣	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	井上馨
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	伯爵	大山巖

西曆千八百六十四年八月二十二日瑞西國ヂュネーヴ府に於て瑞西

國外十一國の間に締結せる赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下は軍隊出陣負傷者の狀體改良の件に關し千八百六十四
年八月二十二日ヂュネーヴに於て瑞西聯邦バート大公殿下、白義皇
帝陛下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、佛蘭西皇帝陛下、ヘッス
大公殿下、伊太利皇帝陛下、和蘭皇帝陛下、葡萄牙及アルガルブ皇
帝陛下、普魯士皇帝陛下、ヅウルタンペール皇帝陛下の間に締結せ
し左の條約を識認す

第一條 戰地假病院及び陸軍病院は局外中立と見做し患者若くは負
傷者の該病院に在院の間は交戦者之を保護して侵すこと勿るへし
但戰地假病院及び陸軍病院は兵力を以て之を守る時は其局外中立

たるの資格を失ふものとす

第二條 戦地假病院及び陸軍病院に於て任用する人員即ち監督員、
醫員、事務員、負傷者運搬員、並に説教者は各其本務に従事し且
つ負傷者の入院すべく若くは救助すべき者ある間は局外中立の利
益を享有するものとす、

第三條 前條に掲けたる各員の従事する戦地假病院若くは陸軍病院
は敵軍の占領に係ると雖ども各員は依然其本務を行ふことを得へ
く若くは其屬する隊に再ひ加はる爲め退去することを得へし

前項の場合に於て各員其職を罷る時は占領軍隊より敵軍の前哨に
之を送致すへし

第四條 陸軍病院の器具什物等は交戦條規に従て處置すべきものな

り故に該病院附屬の各員は其退去の際各目の私有品を除くの外爾
餘の物品を携帯することを得す

但戦地假病院は前項の場合に於ても其器具什物等を保有すること
を得

第五條 負傷者を救助する土地の住民は侵すことを得す且つ之をし
て其自由を得せしめざるへからす

交戦國の將官は住民に慈善の擧を懲慝し且つ慈善の擧に依て局外
中立たるの資格を有することを得へき旨を豫告するの責あるもの
とす

家屋内に負傷者を接受し之を看護する時は其家屋を侵すことを得
す又自己の家屋に負傷者を接受する者は戦時課税の一部を免かれ

且つ其家屋を軍隊の宿舍に供用することを免かるへし

第六條 負傷し又は疾病に罹りたる軍人は何國の屬籍たるを論せず之を接受し看護すへし司令長官は戰闘中に負傷したる兵士を速に敵軍の前哨に送致することを得但右は其時の狀勢に於て之を送致することを得へく且つ兩軍の協議を経たる場合に限るものとす治療後兵役に堪へすと認めたる者は其本國に送還すへし又其他の者と雖も戰爭中再び兵器を帶ひざる旨盟約したる者は其本國に送還すへし患者負傷者退去する時は其之を率ふる人員と共に完全なる局外中立の取扱を受くへし

第七條 陸軍病院戰地病院並に患者負傷者退去の標章として特定一

様の旗章を用ひ且つ其傍に必ず國旗を掲ぐへし

局外中立たる人員の爲に臂章を裝附することを許す但其交附方は陸軍軍衛に於て掌るへし

旗及び臂章は白地に赤十字形を畫けるものたるへし

第八條 此約條の實施に關する細目は交戰軍の司令長官に於て其本國政府の訓令に従ひ且つ此條約に明示したる綱領に準據して之を規定すへし

第九條 此締盟各國は「ヂュネーヴ」會議に全權委員を派遣せさりし政府に此條約を示し其加盟を請ふことを約諾せり因て之か爲め議事録中餘白を存す

第十條 此條約は批准を受くへきものとす而して其批准書は「ヘル

又「に於て四月以内若くは可成は其以前に交換すへし
是に於て下名瑞西聯邦駐劄日本皇帝陛下の特命全權公使は本件に
關し特別の權限を帶ひ此書を以て日本帝國の本條約に加盟するこ
とを告示す

右確證の爲め下名は千八百八十六年六月五日「ベルヌ」府に於て此告
知書に記名調印するものなり

陸海軍囚徒諸令

内務省訓令第七號 明治二十七年二月

應府縣 集治監 假留監

今般發布の勅令第三號陸軍監獄條令第一條明文外の囚人は陸軍軍法

會議に於て處斷せられたる者と雖も該軍法會議所在の地方監獄に收
監し普通裁判所處斷囚同様に取扱ひ其集治監に入るへきものは假留
監へ押送收監すへし費用は其の所屬監獄費を以て支辨し囑託婦女に
係る費用は一日一人金二十錢の割を以て陸軍省へ請求すへし

内務省訓令第七號 明治二十八年五月

應府縣

軍、軍法會議の處斷を受け地方監獄に拘禁せらるへき者に在ては軍
籍又は所屬部隊あるものは其屬する軍衙又は部隊所在の地方監獄の
所屬とし軍籍又は所屬部隊なきものは該囚住居地の地方監獄現在の
住居地なきものは最終の住居地地方監獄に屬する議と心得へし

警保局長通牒 明治二十八年五月

軍・軍法會議の處斷を受けたる囚人拘禁方に就ては今般訓令相成候處戰地にある師團混成旅團の軍法會議に於て處斷せられたる者は客年二月内務省訓令第七號により内地に在る該師管軍法會議の所在地地方監獄に拘禁すへきものに有之候條爲念此段及通牒候也
監獄局長通牒 明治三十二年八月

警視廳 北海道 府縣長官東京府ヲ除ク

陸軍軍法會議の審問に係る外國人拘禁囑託の件別紙の通決定相成候間此段依命及通牒候也

(別紙)

陸軍大臣照會 明治三十二年七月 送甲第一三三一號

軍法會議は軍人と共犯の常人を審問するの權限を有するを以て外國

人をも審問し之を勾禁するの必要を生ずる場合も可有之候處實際稀有の事に係り陸軍監獄に於て特に其の設備難致候に付右勾禁外國人は之を軍法會議所在地の地方監獄に付託することを得へき様致度尤も付託中の費用は實費額を以て當省より辨償可致候此段及照會候也
内務大臣回答 明治三十二年八月 陸甲第一五〇號
本年七月二十七日送甲第一三三一號を以て軍法會議の審問中に係る外人勾禁付託方の件に付御照會の趣了承右は御來示の通り囑託に可應候間此段及御答候也

内務省訓令第十八號 明治三十一年八月

廳府縣 集治監 假留監

海軍軍法會議に於て處斷せられたる者にして明治三十年勅令第三百

二十二號海軍監獄條例第二條明文外の囚人勾禁並費用支辨方は明治二十七年當省訓令第七號の例に依る

監獄局長通牒 明治三十五年六月 監丙第七五四號

臺灣陸軍軍法會議に於て處斷し地方監獄に拘禁すべき囚人拘禁の件に付別紙の通り陸軍大臣より照會有之本省よりは差支なき旨回答相成候條右に該當する者有之候はは自今明治二十七年內務省訓令第七號に準し衛戍監獄所在の地方監獄に收監せられ候様致度此段依命及通牒候也

(別紙)

陸軍大臣照會 明治三十五年六月 送甲第八〇三號

臺灣陸軍軍法會議に於て處斷し地方監獄に拘禁すべき囚徒は内地の

例に準し臺北廳監獄へ交付することに相成居候處其囚徒の内下士卒の如きは刑期満ち同監獄より放免せられたる後内地に歸るの資力なくして嶋内に彷徨し自然再ひ罪を犯すに至るの虞有之任意渡臺せん者と事情の異なる所あるのみならず満期後内地に在て應召義務を盡さしむるの要も有之候義に付右囚徒の内軍籍を離れざる者に限り臺灣より内地に於ける其原所屬軍隊所在師管の衛戍監獄に移送し同監獄より其地の地方監獄に交付し拘禁することに致度最近三ヶ年の實際に依れば其人員は一ヶ年八名許に過ぎず候此段及照會候也

監獄局長通牒 明治三十五年十一月 監丙第一、一三六號

陸軍衛戍監獄拘禁囚を普通監獄に交付方の件に關し別紙の通り陸軍大臣より照會有之本省大臣よりは差支無之其旨可取計旨回答相成候

條右様御心得の上御取扱相成度此段依命及通牒候也

(別紙)

陸軍大臣照會

明治三十五年十一月
送甲第一、四六九號

軍法會議處斷の囚徒にして陸軍監獄條例の規定上衛戍監獄に於て刑の執行を爲すへからざるに至りたる者は先年來夫夫交渉の末總て軍法會議所在地の普通監獄に交付するの例に候處先般軍獄囚徒の拘禁區分を改め東京大阪小倉の三衛戍監獄には最寄に三師管軍法會議處斷囚徒の刑期若干月以上の者を收容拘禁することに致候に就ては極めて稀に生すへき事實には候得共偶此三監獄中に收容拘禁中の者にして病氣又は年齢滿限等にて軍籍を除かるる等軍獄に拘禁すへき以外の者を生すへき儀に付是等は其現に拘禁せらるる衛戍監獄所所在の

普通監獄に交付することに致度御異存無之は其旨夫夫御達置相成候様致度此段及照會候也

戰時大本營條例

明治三十六年十二月二十八日公布勅令第二百九十三號

第一條 天皇の大勳下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す

第二條 大本營に幕僚及び各機關の高等部を置く其の編制は別に之を定む

第三條 參謀總長及び海軍々令部長は各其幕僚に長として帷幄の機務に奉仕し作戰を參畫し終局の目的に稽へ陸海兩軍の策應協同を圖るを任とす

第四條 陸海軍の幕僚は各其の幕僚長の指揮を受け計畫及び軍令に關する事務を掌る

第五條 各機關の高等部は各其幕僚長の指揮を受けて當該事務を統理す

軍事參議院條例

明治三十六年十二月二十八日公布勅令第二百九十四號

第一條 軍事參議院は帷幄の下に在りて重要事務の諮詢に應ずる所とす

第二條 軍事參議院は諮詢を待て參議會を開き意見を上奏す

第三條 軍事參議院に議長、參議官、幹事長及び幹事を置く

第四條 軍事參議官は左の如し

元帥

陸軍大臣

海軍大臣

參謀總長

海軍軍令部長

特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官

第五條 軍事參議院議長は參議官中高級故參の者を以て之に充つ

第六條 必要ある場合に於ては重要な職に在る將官を以て臨時參議

官に補し參議會に列せしむ但し其の關係せる議事を終りたるときは直に解職せられたるものとす

第七條 陸海兩軍に關する事項は其の規畫を查照し國防用兵の目的を主とし相互の聯繫を調理するを要す

第八條 陸海軍互に相關緊せざる事項に付ては陸軍又は海軍のみの參議官を以て參議會を開くことを得

第九條 緊急の事件に付ては議長は院議を経ずして諮詢に對ふることを得

第十條 幹事長は侍從武官長又は他の將官を以て之に充て軍事參議會の庶務を整理せしむ

幹事は侍從武官中陸海軍佐官各一人を以て之に充て幹事長の職務を補助せしむ

第十一條 特に親補せられたる軍事參議官には副官として佐尉官一

人を附す

附則

軍事參議官條例は之を廢止す

財政上必要處分の件

明治三十六年十二月二十八日公布勅令第二百九十一號

第一條 軍備補充に要する經費支辨の爲政府は一時借入金を爲し特別會計に屬する資金を繰替使用し及國庫債券を發行することを得

第二條 京釜鐵道株式會社の線路工事速成に必要な資金の調達に便宜を與ふる爲政府は同會社の發行する債券に對し元利仕拂の保證を爲すことを得

前項に依り保證すへき債券は額面一千萬圓を限り其の利子は一箇年六分以下とし其の元金は三箇年据置爾後五箇年以内に償還すへきものとす

第三條 京釜鐵道株式會社に於て工事を速成する爲特に要すへき費用の補償として政府は同會社に對し百七十五萬圓を補助することを得但し已むを得ざる事由に依り其の金額を以て本項の費用を償ふこと能はざる場合を生じたるときは仍四十五萬圓以内を補助することを得

前項補助金を以て補償すへき費用の支拂に關しては特に詳密なる監督規程を設くるものとす

第一項に依り補助すへき百七十五萬圓の財源に充つる爲政府は一

時借入金を爲すことを得

第四條 第一條及第三條の場合に於て一時借入金又は國庫債券に附すへき利子は一箇年六分以下とし還償期限は一時借入金に在りては二箇年以内、國庫債券に在りては五箇年以内とす

國庫債券に關しては前項に規定するもの、外整理公債條例を適用す

在臺軍人召集規程

明治三十六年十二月二十九日勅令第二百八十九號

第一條 臺灣に居住する陸軍豫備役後備役將校同相當官准士官下士兵卒歸休其及補充兵は戰時又は事變に際し必要なる人員を限り臺

臺灣總督をして臺灣守備部隊に召集せしむることあるへし

第二條 前條の召集に關し必要なる規定は臺灣總督之を定む

第三條 臺灣に居住する休職停職の陸軍將校同相當官及准士定を戰

時又は事變に際し就職せしむるには召集の方法に依る

附則 本令は明治三十七年四月一日より之を施行す

軍令部條例の改正

明治三十六年十二月二十九日勅令第二百九十號

第一條 海軍軍令部は國防用兵に關する事を掌る所とす

第二條 海軍軍令部に部長を置く

海軍軍令部長は

天皇に直隸し帷幄の機務に參し又海軍軍令部の部務を統理す

海軍軍令部長は親補す

第三條 海軍軍令部長は國防用兵に關する事を參畫し親裁の後之を

海軍大臣に移す

第四條 海軍軍令部に次長を置き海軍軍令部長を補佐し部務を整理

せしむ

第五條 海軍軍令部に副官を置き庶務掌理せしむ

第六條 海軍軍令部に參謀を置き左の事項を分掌せしむ

一 出師及作戰の計畫、艦船の配置並其の進退役務に關すること

二 艦隊軍隊の編制、運動法、運輸通信、演習、檢閲に關すること

三 軍港要港軍禦港其の他軍事上必要なる地點の選定及其の防禦

計畫に關すること

四 軍事諜報、翻譯及編纂に關すること

第七條 海軍軍令部に出仕として海軍將校同相當官を置き海軍軍令部長の命を承け服務せしむ

第八條 在外帝國公使館附として海軍將校を置き海軍軍令部長をして之を管せしむ

第九條 前諸條に掲ぐる職員の外海軍軍部に海軍編修、海軍船匠長船匠師、書記、編修書記及技手を置き各上官の命を承け服務せしむ

防禦海面令

一月二十二日公布勅令第十一號

第一條 海軍大臣は戰時又は事變に際し區域を限りて本令に依る防禦海面を指定することを得其指定及之が解除は海軍大臣之を告示す

第二條 緊急の必要あるときは鎮守府司令長官、要港部司令官に於て前條の指定を爲すことを得此場合に於て其指定及ひ之が解除は鎮守府司令長官、要港部司令官之を告示す

第三條 防禦海面に於ては日没より日出迄陸海軍に屬するものを除くの外船舶の出入及び通航を禁す

第四條 防禦海面に屬する軍港及び要港の區域内に於ては陸海軍に屬するものを除くの外船舶の出入及び通航を禁す

第五條 防禦海面を出入若しくは通航し又は之に碇泊する船舶は其